

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、検査代行機関 検定代行機関及び指定教習機関規則を次のように定める。

第一章 総則（第一条）

第一の二 登録衛生工学衛生管理者講習機関（第一条の二—第一条の二の二の十五）

第一章の二 登録衛生工学衛生管理者講習機関（第一条の二、第一条の二の十五）
第一章の三 登録安全衛生推進者等養成講習機関（第一条の二の二の十六、第一条の二の十五）
第一章の四 指定産業医研修機関（第一条の二の十六、第一条の二の三十一）

第一章の六 登録適合性証明機関（第一条の二の四十四の二—第一条の二の四十四の十六）
第一章の七 登録個人ばく露測定講習機関（第一条の二の四十四の十七—第一条の二の四十四の三二二）

三十二) 第一章の八 登録製造時等検査機関(第一条の二の四十五—第一条の十一)

第一章の九 指定外国検査機関（第一条の十二—第一条の二十五）
第二章 登録性能検査機関（第二条—第十条の三）

第二章 登録性質検査機関（第二条第一項、第十条の三）

第三章 登録個別検定機関（第十一条第一項、第十九条の二）

第三章の二 登録型式検定機関（第十九条の三第一項、第十九条の十二）

第三章の二 登録型式検定機関（第十九条の三—第十九条の十二）
第三章の三 検査業者（第十九条の十三—第十九条の二十四）
第三章の三の二 登録検査業者検査員研修機関（第十九条の二十四の二—第十九条の二十四の一）

第三章の三の二 登録検査業者検査員研修機関（第十九条の二十四の二十一第十九条の二十四の一の十五）

第三章の三の三 登録較正機関（第十九条の二十四の二の十六—第十九条の二十四の十六）
第三章の三の四 登録発破実技講習機関（第十九条の二十四の十七—第十九条の二十四の三十一）

第三章の三の五
登録ボイラー実技講習機関（第十九条の二十四の三十一—第十九条の二十四の四十六）

第三章の四 指定試験機関（第十九条の二五五—第十九条の三十八）
第四章 登録教習機関（第二十条—第二十五条の三）

第四章 登録教習機関（第二十条―第二十五条の三）
第四章の二 指定保存交付機関（第二十五条の三の二十一第二十五条の三の十六）
第四章の三 登録コンサルタント講習機関（第二十五条の四―第二十五条の十九）

第四章の三 登録コンサルタント講習機関（第二十五条の四—第二十五条の十九）
第四章の四 指定筆記試験免除講習機関（第二十五条の二十一—第二十五条の三十二）

第五章 指定コンサルタント試験機関（第二十六条—第三十八条）
第六章 指定登録機関（第三十九条—第五十二条）

第七章 登録計画作成参画者研修機関（第五十三条—第六十七条）
第八章 指定労働災害防止業務従事者講習機関（第六十八条—第八十一条）

第八章 指定労働災害防止業務従事者講習機関（第六十八条—第八十一条）
第九章 指定就業制限業務従事者講習機関（第八十二条—第九十五条）
第十章 指定記録保存機関（第九十六条—第一百九条）

第十一章 指定記録保存機関（第九十六条—第九十九条）
第一章 指定除染等業務記録保存機関（第一百十条—第一百二十三条）

(用語) 第一章 総則 附則

第一条 (月刊) この省令において使用する用語は、労働安全衛生法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

する用語の例による。
第一章の二 登録衛生工学衛生管理者講習機関
(登録)

第一条の二 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）別表第四衛生工学衛生管理者免許の項第一号の登録（以下この章において単に「登録」という。）は、同号の衛生工学衛生管理者講習（以下この章において単に「衛生工学衛生管理者講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

第一章 總則

第一条 この省令において使用する用語は、労働安全衛生法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

登録衛生工学衛生管理者講習機関
第一回 第二章の二

第一条の二 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）別表第四衛生工学衛生管理者免許の項第一号の登録（以下この章において単に「登録」という。）。

は、同号の衛生工学衛生管理者講習（以下この章において単に「衛生工学衛生管理者講習」といふ。）を行おうとする者の申請により行う。

講習科目	労働基準法並びに法及び法に基づく命令	条件
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は旧専門学校会（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、法律に関する学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「大学改革支援・学位授与機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を修了した者を含む。）で、その後三年以上労務管理に関する業務に從事した経験を有するもの	二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者	

- 二 安全衛生推進者養成講習

（二）登録の申請をしようとする者は、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該者が安全衛生推進者養成講習又は衛生推進者養成講習（以下この章において「安全衛生推進者等養成講習」という。）を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ 申請に係る安全衛生推進者等養成講習の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ 申請に係る安全衛生推進者等養成講習の講師の氏名、略歴及び担当する安全衛生推進者等養成講習の講習科目

ニ 安全衛生推進者等養成講習の業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務の種類及び概要

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一条の二の三第一項各号の要件に適合してゐることを証する事項

（次格条項）

第一条の二の二の十七 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第一条の二の十二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第一条の二の三 都道府県労働局長は、第一条の二の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 安全衛生推進者等養成講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ 安全衛生推進者養成講習にあつては、次のとおりであること。

（一）安全管理

（二）健康の保持増進対策

（三）安全管理

（四）作業環境管理及び作業管理

（五）安全衛生関係法令

（六）安全衛生教育

（七）衛生推進者養成講習にあつては、次のとおりであること。

（一）作業環境管理及び作業管理（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。）

（二）健康の保持増進対策

（三）労働衛生教育

（四）労働衛生関係法令

四 労働衛生関係法令	一 衛生管理士の資格を有する者 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
五 安全衛生推進者等養成講習の業務を管理する者が置かれていること。	二 労働安全コンサルタント試験に合格した者 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
六 安全衛生推進者等養成講習の講師の選任及び解任に関する事項	三 安全衛生推進者等養成講習の修了証の発行に関する事項
七 安全衛生推進者等養成講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項	四 安全衛生推進者等養成講習の講習科目及び時間に関する事項
八 安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画に関する事項	五 安全衛生推進者等養成講習の講習機関に関する料金
九 第一条の二の九第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項	一 安全衛生推進者等養成講習の実施方法
十 前各号に掲げるもののほか、安全衛生推進者等養成講習の業務に関する必要な事項	二 安全衛生推進者等養成講習に関する事項
十一 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、あらかじめ、安全衛生推進者等養成講習業務は、業務規程変更届出書（様式第三号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。	三 前号の料金の収納の方法に関する事項
十二 登録年月日及び登録番号	四 安全衛生推進者等養成講習の講習科目及び時間に関する事項
十三 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	五 安全衛生推進者等養成講習の修了証の発行に関する事項
十四 事務所の名称及び所在地	六 安全衛生推進者等養成講習の講習機関に関する料金
十五 第一条の二の二の十六第一項の区分	七 安全衛生推進者等養成講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
（登録の更新）	八 安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画に関する事項

- 第一条の二の四 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 第二条 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第一条の二の五 登録を受けた者（以下この章において「登録安全衛生推進者等養成講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に安全衛生推進者等養成講習を行わなければならない。

一 安全衛生推進者等養成講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項

二 安全衛生推進者等養成講習の講師の氏名

二 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第一号の三）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

四 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。

五 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した安全衛生推進者等養成講習の結果について、安全衛生推進者等養成講習実施結果報告書（様式第一号の四）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第一条の二の六 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、第一条の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（業務規程）

第一条の二の八 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、安全衛生推進者等養成講習業務は、業務規程変更届出書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。（業務の休廃止）	一 安全衛生推進者等養成講習の実施方法
第二条 前各号に掲げるもののほか、安全衛生推進者等養成講習の業務に関する必要な事項	二 安全衛生推進者等養成講習に関する事項
三 前号の料金の収納の方法に関する事項	四 安全衛生推進者等養成講習の講習科目及び時間に関する事項
四 安全衛生推進者等養成講習の修了証の発行に関する事項	五 安全衛生推進者等養成講習の講習機関に関する料金
五 安全衛生推進者等養成講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項	六 安全衛生推進者等養成講習の講習科目及び時間に関する事項
六 安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画に関する事項	七 安全衛生推進者等養成講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
七 安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画に関する事項	八 安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画に関する事項
八 安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画に関する事項	九 第一条の二の九第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
九 第一条の二の九第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項	一 安全衛生推進者等養成講習の実施方法
十 前各号に掲げるもののほか、安全衛生推進者等養成講習の業務に関する必要な事項	二 安全衛生推進者等養成講習に関する事項

第一条の二の九 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

二 安全衛生推進者等養成講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録安全衛生推進者等養成講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全衛生推進者等養成講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項

一 を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

二 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供す

ることの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるもの

る物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（適合命令）

第一条の二の十 都道府県労働局長は、登録安全衛生推進者等養成講習機関が第一条の二の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録安全衛生推進者等養成講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を探るべきことを命ずることができる。（改善命令）

第一条の二の十一 都道府県労働局長は、登録安全衛生推進者等養成講習機関が第一条の二の五第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録安全衛生推進者等養成講習機関に対し、安全衛生推進者等養成講習を行なうべきこと又は安全衛生推進者等養成講習の実施方法その他の業務の改善に關する必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

一 申請者が行う産業医研修の業務以外の業務により申請者が産業医研修の業務を公正に実施することができないおそれがあること。

二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 申請者が第一条の二の二十四の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、第二号に該当する者があること。

(変更の届出)

第一条の二の十八 指定を受けた者（以下この章において「指定産業医研修機関」という。）は、その名称若しくは住所又は産業医研修の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするとときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 変更後の指定産業医研修機関の名称若しくは住所又は産業医研修の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするとするとき。

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(業務規程)

第一条の二の十九 指定産業医研修機関は、産業医研修の業務の開始前に、次の事項を記載した産業医研修の業務の実施に関する規程（次項において「産業医研修業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 産業医研修の実施方法に関する事項

二 産業医研修の講師の選任及び解任に関する事項

三 産業医研修の研修科目、履修方法及び時間に関する事項

四 産業医研修の修了証の発行に関する事項

五 産業医研修の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、産業医研修の業務の実施に関する必要な事項

2 指定産業医研修機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の産業医研修業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業計画の届出等)

第一条の二の二十 指定産業医研修機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定産業医研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(産業医研修の結果の報告)

第一条の二の二十一 指定産業医研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度に実施した産業医研修の研修科目、回数及び修了者数を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(勧告)

第一条の二の二十二 厚生労働大臣は、産業医研修の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるとときは、指定産業医研修機関に対し、産業医研修の業務に関し必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第一条の二の二十三 指定産業医研修機関は、産業医研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする産業医研修の業務の範囲

二 産業医研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三 産業医研修の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

四 産業医研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由
(指定の取消し等)

第一条の二の二十四 厚生労働大臣は、指定産業医研修機関が第一条の二の十七第二項第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

一 第一条の二の十九、第一条の二の二十又は前条の規定に違反したとき。

二 第一条の二の二十二の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

三 第一条の二の二十七第一項の条件に違反したとき。

(帳簿)

第一条の二の二十五 指定産業医研修機関は、産業医研修を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、医籍の登録番号、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を作成し、産業医研修の業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

2 指定産業医研修機関は、産業医研修の業務の廃止をした場合（指定を取り消された場合を含む。）には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第一条の二の二十六 厚生労働大臣は、産業医研修の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定産業医研修機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

(指定の条件)

第一条の二の二十七 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができます。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(厚生労働大臣による産業医研修の実施)

第一条の二の二十八 厚生労働大臣は、指定を受ける者がいない場合、第一条の二の二十三の規定による産業医研修の業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつた場合、第一条の二の二十四の規定により指定を取り消し、若しくは指定産業医研修機関に対し産業医研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定産業医研修機関が天災その他的事由により産業医研修の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、当該産業医研修の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 指定産業医研修機関は、前項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣に当該産業医研修の業務並びに当該産業医研修の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(公示)

第一条の二の二十九 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 指定産業医研修機関の名称及び事務所の所在地

二 指定した年月日

二 休止し、又は廃止する産業医研修の業務の範囲

第一条の二の二十三の規定による届出があつたとき。

一 指定産業医研修機関の名称及び事務所の所在地

二 休止し、又は廃止する指

2 指定産業医実習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(産業医実習の結果の報告)

第一条の二の三十六 指定産業医実習機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度に実施した産業医実習の実習科目、回数及び修了者数を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(勧告)

第一条の二の三十七 厚生労働大臣は、産業医実習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるとときは、指定産業医実習機関に対し、産業医実習の業務に関し必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(業務の休廃止)

第一条の二の三十八 指定産業医実習機関は、産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする産業医実習の業務の範囲

二 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

三 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする年月日

四 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

五 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

六 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

七 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

八 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

九 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

十 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

十一 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

十二 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

十三 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

十四 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

十五 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

十六 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

十七 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

十八 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

十九 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

二十 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

二十一 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

二十二 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

二十三 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

二十四 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

二十五 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

二十六 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

二十七 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

二十八 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

二十九 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

三十 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

三十一 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

三十二 産業医実習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

三十三 産業医実習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

第一条の二の三十九 厚生労働大臣は、指定産業医実習機関が第一条の二の三十二第一項第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

二 厚生労働大臣は、指定産業医実習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて産業医実習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

三 第一条の二の四十二第一項の条件に違反したとき。
(帳簿)

第一条の二の四十 指定産業医実習機関は、産業医実習を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、医籍の登録番号、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を作成し、産業医実習の業務の廃止(指定の取消しを含む。)に至るまで保存しなければならない。

2 指定産業医実習機関は、産業医実習の業務の廃止をした場合(指定を取り消された場合を含む。)には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

(報告の微収)

第一条の二の四十一 厚生労働大臣は、産業医実習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるとときは、指定産業医実習機関に對し、必要な事項を報告させることができる。

(指定の条件)

第一条の二の四十二 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かかる(厚生労働大臣による産業医実習の実施)

第一条の二の四十三 厚生労働大臣は、指定を受けた者がいない場合、第一条の二の三十八の規定による産業医実習の業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつた場合、第一条の二の三十九の規定により指定を取り消し、若しくは指定産業医実習機関に對し産業医実習の業務の全部若しくは一部を停止を命じた場合又は指定産業医実習機関が天災その他の事由により産業医実習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、当該産業医実習の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 指定産業医実習機関は、前項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣に当該産業医実習の業務並びに当該産業医実習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(公示)

第一条の二の四十四 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 指定産業医実習機関の名称及び事務所の所在地
二 指定をした年月日

一 指定産業医実習機関の名称及び事務所の所在地
二 指定をした年月日

一 指定産業医実習機関の名称及び事務所の所在地
二 指定を取り消した年月日

- ハ** 適合性証明員の氏名及び略歴
- 二** 第一条の二の四十四の四第一項第一号の機械器具その他の設備の数、性能等及びその所有
又は借入れの別
- ホ** 適合性証明の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要
ヘイからホまでに掲げるもののほか、第一条の二の四十四の四第一項各号の要件に適合して
いることを証する事項
(欠格条項)
- 第一条の二の四十四の三** 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又
は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
二 第一条の二の四十四の十四の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二
年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
(登録基準)
- 第一条の二の四十四の四** 厚生労働大臣は、第一条の二の四十四の二の規定により登録を申請した
者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているとき
は、その登録をしなければならない。
一 次に掲げる適合性証明を行うために必要な試験で使用する機械器具その他の設備を有し、こ
れを用いて適合性証明を行うものであること。
- イ** 電気試験
ロ 放射能・放射線試験
ハ 機械・物理試験
ニ 化学試験
ホ 産業安全機械器具試験
- 二** 実施管理者として、次のいずれかに該当する者を置いていること。
イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した
者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該課程を修めた者に
限る。若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門
職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)であつて、十年以上機械等の運転の状態
に係る異常があつた場合に当該機械等を安全に停止させることができるもの(以下「適
合自動制御装置」)又は国際規格等に適合することと同等のもの(以下「適合自動
制御装置等」という。)の研究、設計、製作若しくは検査又は適合性証明の業務に從事した
経験を有するもの
- ロ** 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者であつて、
十五年以上適合自動制御装置等の研究、設計、製作若しくは検査又は適合性証明の業務に從
事した経験を有するもの
- ハ** イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 三** 適合性証明員が次のいずれかに該当する者であること。
- イ** 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した
者であつて、二年以上適合自動制御装置等の研究、設計、製作若しくは検査又は適合性証明
の業務に從事した経験を有するもの
- ロ** 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者であつて、
五年以上適合自動制御装置等の研究、設計、製作若しくは検査又は適合性証明の業務に從
事した経験を有するもの
- ハ** イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 四** 登録申請者が、機械等を製造し、又は輸入する者(以下この号において「製造者等」とい
う。)に支配されているものとして、次のいずれにも該当するものでないこと。
- イ** 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。
第一項の十三第一項第六号ロにおいて同じ。)にあつては、業務を執行する社員)に占める
割合が二分の一を超えていること。
ロ 登録申請者の法人にあつては、その代表権を有する役員)が、製造者等の役員又は職員
(過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。
ハ 登録は、登録適合性証明機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。
一 登録年月日及び登録番号
二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 事務所の名称及び所在地
- 五** 登録の更新
(実施義務)
- 第一条の二の四十四の五** 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつ
て、その効力を失う。
二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- 第一条の二の四十四の六** 登録を受けた者(以下この章において「登録適合性証明機関」という。)
は、適合性証明申請書(様式第四号の三)の提出を受けて適合性証明を行うことを求められたと
きは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性証明を行わなければならない。
2 登録適合性証明機関は、適合性証明を行うときは、適合性証明員にこれを実施させなければな
らない。
- 3** 登録適合性証明機関は、厚生労働大臣が定める技術上の指針に従つて適合性証明の実施方法を
定め、これに従つて公正に適合性証明の業務を行わなければならぬ。
- 4** 登録適合性証明機関は、適合性証明を行つた後遅滞なく、適合性証明を行うことを求めた者に
対し、適合性証明を行つたことを証する書面(様式第四号の四。第一条の二の四十四の八第一項
第五号及び第一条の二の四十四の十五第一項第六号において「適合証明書」という。)を交付し
なければならない。
- 5** 登録適合性証明機関は、毎事業年度において六月以内に一回、その期間内に行つた適合性証明
の結果について、適合性証明実施結果報告書(様式第四号の五)を、厚生労働大臣に提出しなけ
ればならない。
- 第一の二の四十四の七** 登録適合性証明機関は、第一条の二の四十四の四第二項第二号又は第三
号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録適合性証明機
関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を厚生労働大臣に届け出なければならない。
(業務規程)
- 第一条の二の四十四の八** 登録適合性証明機関は、適合性証明の業務の開始日の二週間前まで
に、次の事項を記載した適合性証明の業務に関する規程を定め、業務規程届出書(様式第二号)
に当該規程を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき
も、同様とする。
- 一** 適合性証明の実施方法
- 二** 適合性証明に関する料金
前号の料金の収納の方法に関する事項
- 三** 適合性証明の業務を行う時間及び休日に関する事項
適合証明書の発行に関する事項

- 七六 適合性証明の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 七七 第一条の二の四十四の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 七八 前各号に掲げるもののほか、適合性証明の業務に関し必要な事項
- 二 登録適合性証明機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- （業務の休廃止）
- 第一条の二の四十四の九** 登録適合性証明機関は、適合性証明の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、適合性証明業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- （財務諸表等の備付け及び閲覧等）
- 第一条の二の四十四の十** 登録適合性証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。
- 二 適合性証明の申込みをしようとする者その他の利害関係人は、登録適合性証明機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録適合性証明機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されていて、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものと同一の電子情報に記録された事項を電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信されるものと、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に記録された書面をもつて調製するファイルに情報を記録したものとを交付する方法
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- 五 登録適合性証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支計算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- （適合性証明員の選任等の届出）
- 第一条の二の四十四の十一** 登録適合性証明機関は、適合性証明員を選任したときは、遅滞なく、適合性証明員選任届出書（様式第五号）に選任した者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 二 登録適合性証明機関は、適合性証明員を解任したときは、遅滞なく、適合性証明員解任届出書（様式第六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- （適合性証明員の選任等の届出）
- 第一条の二の四十四の十二** 厚生労働大臣は、登録適合性証明機関が第一条の二の四十四の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録適合性証明機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- （改善命令）
- （登録の取消し等）
- 第一条の二の四十四の十三** 厚生労働大臣は、登録適合性証明機関が第一条の二の四十四の四第一項から第三項までの規定に違反していると認めるときは、その登録適合性証明機関に対し、適合性証明を行うべきこと又は適合性証明の実施方法その他の業務の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- （登録の取消し等）
- 第一条の二の四十四の十四** 厚生労働大臣は、登録適合性証明機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて適合性証明の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第一 条 の 二 の 四 十 四 の 十 四	（公示）		二 第一条の二の四十四の六から第一条の二の四十四の九まで、第一条の二の四十四の十第一項若しくは第三項又は次条第一項の規定に違反したとき。	
	二	登録適合性証明機関は、適合性証明を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から一年間保存しなければならない。	一	適合性証明を行つた適合自動制御装置を所有する者の氏名又は名称及び住所
	三	正当な理由がないのに第一条の二の四十四の十第一項各号の規定による請求を拒んだとき。	四	第一条の二の四十四の十一の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。
	五	前二条の規定による命令に違反したとき。	六	不正の手段により登録を受けたとき。
	（帳簿）			
	二	第一条の二の四十四の十五 登録適合性証明機関は、適合性証明を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から一年間保存しなければならない。	一	適合性証明を行つた適合自動制御装置を所有する者の氏名又は名称及び住所
	三	第一条の二の四十四の十一の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。	四	前二条の規定による命令に違反したとき。
	五		六	
	七	その他適合性証明に関し必要な事項	七	第一条の二の四十四の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。
	二	登録適合性証明機関は、適合性証明の業務を廃止した場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならぬ。	二	第一条の二の四十四の七の一 登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
	三	登録適合性証明の結果	三	二 適合性証明の業務を行つた事務所の名称及び所在地
	四	適合性証明書の番号	三	三 登録した年月日
	五		四	四 変更前及び変更後の登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
	六		五	五 変更する年月日
	（公示）			
	二	第一条の二の四十四の七の一 登録適合性証明機関の氏名又は名称	二	二 変更前及び変更後の登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
	三	二 適合性証明の業務を行つた事務所の名称及び所在地	三	三 登録した年月日
	四	三 登録した年月日	四	四 変更する年月日
	五		五	
	六		六	
	（公示）			
	二	第一条の二の四十四の七の一 登録適合性証明機関の氏名又は名称	二	二 変更前及び変更後の登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
	三	二 適合性証明の業務を行つた事務所の名称及び所在地	三	三 登録した年月日
	四	三 登録した年月日	四	四 変更する年月日
	五		五	
	六		六	
	（公示）			
	二	第一条の二の四十四の九の一 登録適合性証明の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録適合性証明機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	二	二 休止し、又は廃止する適合性証明の業務の範囲
	三	二 適合性証明の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日	三	三 適合性証明の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日
	四	四 適合性証明の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間	四	四 適合性証明の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その代表者の氏名

デザイン及 びサンプ リング	一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に從事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 ロ サンプリング講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいづれかに適合する知識経験を有する者であること。
----------------------	--

講習科目	化学物質管理 理概論
個人ばく露 測定概論	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に從事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サンプリン グに関する知識	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に從事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
労働衛生関 係法令	一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後一年以上労働衛生に関する実務又は研究に從事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サンプリン グ	一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に從事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(登録の更新)

第一条の二の四十四の二十 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第一条の二の四十四の二十一 登録を受けた者（以下この章において「登録個人ばく露測定講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した個人ばく露測定講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に個人ばく露測定講習を行わなければならない。

一 個人ばく露測定講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項

2 登録個人ばく露測定講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあり作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。）登録個人ばく露測定講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実

施計画変更届出書（様式第一号の三）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 登録個人ばく露測定講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実

4 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。
5 登録個人ばく露測定講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した個人ばく露測定講習の結果について、個人ばく露測定講習実施結果報告書（様式第一号の四）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第一条の二の四十四の二十二 登録個人ばく露測定講習機関は、第一条の二の四十四の十九第二項の二週間前までに、次の事項を記載した個人ばく露測定講習の業務に關する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務規程)

第一条の二の四十四の二十三 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載した個人ばく露測定講習の業務に關する規程を定め、業務規程届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(個人ばく露測定講習の実施方法)

二 個人ばく露測定講習に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 個人ばく露測定講習の講師の選任及び解任に関する事項

五 個人ばく露測定講習科目及び時間に関する事項

六 個人ばく露測定講習の修了証の発行に関する事項

七 個人ばく露測定講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八 個人ばく露測定講習の講習科目及び時間に関する事項

九 第一条の二の四十四の二十第五第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

十 前号に掲げるもののほか、個人ばく露測定講習の業務に關し必要な事項

十一 登録個人ばく露測定講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第一条の二の四十四の二十四 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、個人ばく露測定講習業務休廃止届出書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第一条の二の四十四の二十五 登録個人ばく露測定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 個人ばく露測定講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録個人ばく露測定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録個人ばく露測定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

(請求)

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいづれかのものにより提供す

ることの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

前条第一項の規定により所轄都道府県労働局長が自ら行つて個別に露測定講習の業務の全部又は一部を行わないものとするときは、
人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を行わないものとした個人ばく露測定講習の業務の範囲

第一章の七 登録製造時等検査機関

(登録の区分)

第一条の二の四十五 法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号のボイラー
- 二 令第十二条第一項第二号の第一種圧力容器

(登録の申請)

第一条の三 法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録製造時等検査機関登録申

請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの）
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあっては、これに準ずるもの）
- 三 申請者が法第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面
- 四 次の事項を記載した書面

- イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴並びに構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）
- ロ 製造時等検査に用いる機械器具その他の設備の種類、数及び性能
- ハ 法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検査員の経歴及び数
- ニ 製造時等検査の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要（登録の更新に係る準用）

第一条の四 前条の規定は、法第四十六条の二第一項の登録の更新について準用する。（製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置）

第一条の五 法第四十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 ボイラー又は第一種圧力容器（以下この条及び第五条において「ボイラー等」という。）の圧力を受ける部分に著しい損傷等が認められ、その水圧試験又は気圧試験の実施に当たり、当該試験を中止すること。
(変更の届出)
- 二 ボイラー等の水圧試験又は気圧試験の実施に当たり、当該ボイラー等の破裂による鏡板等の飛散、水の流出等による災害を防止するための措置を行うこと。
- 三 ボイラー等の水圧試験又は気圧試験の実施に当たり、当該試験を続行することによる危険が予想されるときは、当該試験を中止すること。

第一条の五の二 登録製造時等検査機関は、法第四十七条の二の規定により変更の届出をしようとするときは、登録製造時等検査機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

第一条の六 登録製造時等検査機関は、法第四十八条第一項前段の規定により業務規程の届出をするときは、業務規程届出書（様式第一号）に当該業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 登録製造時等検査機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

二 製造時等検査に關する料金
三 前号の料金の収納の方法に關する事項
四 製造時等検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
五 製造時等検査に合格した第一条の三の申請に係る特定機械等（第一条の八の五及び第一条の九において「製造時等検査対象機械等」という。）についての刻印に關する事項
六 檢査員の選任及び解任並びにその配置に關する事項
七 製造時等検査に關する書類及び帳簿の保存に關する事項
八 法第五十条第二項第二号及び第四号並びに同条第三項第二号及び第四号の請求に係る費用に關する事項
九 前各号に掲げるもののほか、製造時等検査の業務に關し必要な事項

3 登録製造時等検査機関は、法第四十八条第一項後段の規定により業務規程の変更の届出をしようとするとときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止等の届出)

第一条の七 登録製造時等検査機関は、法第四十九条の規定により製造時等検査の業務の休止又は廃止の届出をしようとするときは、製造時等検査業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出が製造時等検査の業務の廃止の届出である場合は、第一条の九の帳簿の写しを添付しなければならない。

3 登録製造時等検査機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該登録がその効力を失ったときは、第一条の九の帳簿の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第一条の七の二 法第五十条第二項第三号及び同条第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。（電磁的記録に記録された事項を表示するための電磁的方法）

第一条の七の三 法第五十条第二項第四号及び同条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法とする。

1 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回路を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

2 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて作成するファイルに情報を記録したものを交付する方法（検査員の選任等の届出）

第一条の八 登録製造時等検査機関は、法第五十一条の規定により検査員の選任の届出をしようとするときは、検査員選任届出書（様式第五号）に選任しようとする者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、法第五十一条の規定により検査員の解任の届出をしようとするときは、検査員解任届出書（様式第六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(旅費の額)

第一条の八の二 令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第一条の八の三 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

第一条の八の四 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

第二条 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

第三条 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

第四条 厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(報告)

第一条の八の五 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行ったときは、その結果について、速やかに、製造時等検査結果報告書(様式第六号の二)を製造時等検査を行つた製造時等検査対象機械等を製造した事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

第一条の九 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行つた製造時等検査対象機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

一 製造時等検査を受けた者の氏名又は名称及び住所(帳簿)

二 製造時等検査対象機械等の型式、構造及び性能並びにその安全装置及び附属装置等に関する事項

三 製造時等検査を行つた年月日

四 製造時等検査を行つた検査員の氏名

五 製造時等検査の結果

六 製造時等検査合格番号

七 その他製造時等検査に關し必要な事項(製造時等検査の業務の引継ぎ等)

第一条の十 登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関(法第五十二条に規定する外国登録製造時等検査機関をいう。次項及び次条において同じ。)を除く。)は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 製造時等検査の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他製造時等検査の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

二 外国登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三条の二第一項の規定により製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に關する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

(公示)

第一条の十一 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

法第三十八条第一項の規定にて、登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名による登録をしたとき。	第一項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことと認められる都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に關する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
--	--

二 製造時等検査の業務を行う事務所の名称及び所在地	三 行うことができる製造時等検査
四 登録した年月日	四 登録した年月日
法第四十七条の二の規定によること。	一 変更前及び変更後の登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	二 変更する年月日
法第四十九条の規定による届出があつたとき。	三 変更する年月日

法第五十三条第一項の規定により登録を取り消したとき。	一 登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。	二 登録を取り消した年月日
法第五十三条の二の規定によること。	三 製造時等検査の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
法第五十三条の二の規定によること。	四 製造時等検査の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
法第五十三条の二の規定によること。	五 製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日
法第五十三条の二の規定によること。	六 製造時等検査の範囲及びその期間
法第五十三条の二の規定によること。	七 製造時等検査の範囲及びその期間
法第五十三条の二の規定によること。	八 製造時等検査の範囲及びその期間
法第五十三条の二の規定によること。	九 製造時等検査の範囲及びその期間
法第五十三条の二の規定によること。	一〇 製造時等検査の範囲及びその期間
法第五十三条の二の規定によること。	一一 製造時等検査の範囲及びその期間
法第五十三条の二の規定によること。	一二 製造時等検査の範囲及びその期間
法第五十三条の二の規定によること。	一三 製造時等検査の範囲及びその期間

第一章の八 指定外国検査機関

(指定)

第一章の八 指定外国検査機関

第一条の十二 ポイラー則第十二条第四項及び第五十七条第四項、クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。)第五十七条第五項、ゴンドラ安全規則(昭和四十七年労働省令第三十五号。以下「ゴンドラ則」という。)第六条第五項並びに機械等検定規則(昭和四十七年労働省令第四十五号。以下「検定則」という。)第一条第二項及び第六条第二項の指定(この項を除き、以下この章において「指定」という。)は、次に掲げる表の上欄に掲げる指定に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる機械等(以下この章において「機械等」とい

ボイラー則 ボイラー則令第十二条第一項第一号に規定するボイラー	第五十七条 第五项の指定	ボイラー則 令第十一條第一項第二号に規定する第一種圧力容器	二条第四項に規定する書面 ボイラー則第五十七条第五项に規定する書面
ゴンドラ則 ゴンドラ則令第十二条第一項第八号に規定するゴンドラ	第六条第五项の指定	ゴンドラ則 令第十一條第一項第八号に規定するゴンドラ	二条第四項に規定する書面 ゴンドラ則第六条第五项に規定する書面
クレーン則 クレーン則令第十二条第一項第四号に規定する移動式クレーン	第五十七条 第五项の指定	クレーン則 令第十二条第一項第四号に規定するゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの	二条第四項に規定する書面 クレーン則第五十七条第五项に規定する書面
検定則 検定則第六条第二項の指定	第五十七条 第五项の指定	検定則 令第十四条第一号に規定するゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの	二条第四項に規定する書面 ゴンドラ則第六条第五项に規定する書面
ゴンドラ則 ゴンドラ則令第十四条第二号に規定する第二種圧力容器	第六条第五项の指定	ゴンドラ則 令第十四条第三号に規定する小型ボイラー	二条第四項に規定する書面 ゴンドラ則第六条第五项に規定する書面
小型ボイラー 小型ボイラー令第十四条第四号に規定する小型圧力容器	第六条第五项の指定	小型ボイラー 令第十四条第二号に規定するゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式以外の制動方式のもの	二条第四項に規定する書面 ゴンドラ則第六条第五项に規定する書面
二 2 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	二 2 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	二 2 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	二 2 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 1 指定年月日及び指定番号	二 2 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	三 3 申請者の役員のうち、前二号のいずれかに該当する者があること。	四 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書に準ずるもの 二 証明書作成の業務を行なう者（以下この章において「証明書作成員」という。）を指揮する者とともに、証明書作成の業務を管理する者（以下この章において「実施管理者」という。）の氏名及び略歴 三 次の事項を記載した書面
一 1 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	二 2 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	三 3 申請者の役員のうち、前二号のいずれかに該当する者があること。	四 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書に準ずるもの 二 証明書作成の業務を行なう者（以下この章において「証明書作成員」という。）を指揮する者とともに、証明書作成の業務を管理する者（以下この章において「実施管理者」という。）の氏名及び略歴 三 次の事項を記載した書面
一 1 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	二 2 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	三 3 申請者の役員のうち、前二号のいずれかに該当する者があること。	四 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書に準ずるもの 二 証明書作成の業務を行なう者（以下この章において「証明書作成員」という。）を指揮する者とともに、証明書作成の業務を管理する者（以下この章において「実施管理者」という。）の氏名及び略歴 三 次の事項を記載した書面
一 1 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	二 2 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	三 3 申請者の役員のうち、前二号のいずれかに該当する者があること。	四 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書に準ずるもの 二 証明書作成の業務を行なう者（以下この章において「証明書作成員」という。）を指揮する者とともに、証明書作成の業務を管理する者（以下この章において「実施管理者」という。）の氏名及び略歴 三 次の事項を記載した書面
一 1 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	二 2 指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	三 3 申請者の役員のうち、前二号のいずれかに該当する者があること。	四 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書に準ずるもの 二 証明書作成の業務を行なう者（以下この章において「証明書作成員」という。）を指揮する者とともに、証明書作成の業務を管理する者（以下この章において「実施管理者」という。）の氏名及び略歴 三 次の事項を記載した書面

二 事務所の名称及び所在地	二 名称及び住所並びに代表者の氏名
四 証明書作成の業務を行う機械等の区分 (指定の更新)	三 (業務の休廃止等) 四 証明書作成の業務を行つた場合を除き、遅滞なく、証明書作成を行わなければならぬ。
2 前二条の規定は、前項の指定の更新について準用する。	第一條の十四 指定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。
2 (実施義務)	第一条の十五 指定を受けた者(以下この章において「指定外国検査機関」という。)は、証明書を作成を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、証明書作成を行わなければならぬ。
2 指定外国検査機関は、証明書作成を行うときは、証明書作成員にこれを実施させなければならぬ。	3 指定外国検査機関は、法第三十七条规定の厚生労働大臣の定める基準又は法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格に従つて証明書作成の実施方法を定め、これに従つて公正に証明書作成の業務を行わなければならぬ。
4 指定外国検査機関は、証明書作成を行つた後遅滞なく、証明書作成を求めた者に対し、基準等適合証明書を交付しなければならない。	4 指定外国検査機関は、証明書作成を行つた後遅滞なく、証明書作成を求めた者に対し、基準等適合証明書を交付しなければならない。
5 指定外国検査機関は、毎事業年度において六月以内に一回、その期間内に行つた証明書作成の結果について、証明書作成実施結果報告書(様式第六号の三)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	5 指定外国検査機関は、毎事業年度において六月以内に一回、その期間内に行つた証明書作成の結果について、証明書作成実施結果報告書(様式第六号の三)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
四 変更の理由 (業務規程)	第一条の十六 指定外国検査機関は、第一条の十三第三項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。 一 指定年月日及び指定番号 二 変更後の指定外国検査機関の名称若しくは住所若しくは代表者の氏名又は証明書作成の業務を行う事務所の名称若しくは所在地 三 変更しようとする年月日 四 変更の理由 (業務規程)
第一条の十七 指定外国検査機関は、証明書作成の業務の開始前に、次の事項を記載した証明書作成の業務に関する規程(次項において「証明書作成業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 一 証明書作成の実施方法に関する事項 二 証明書作成に関する料金 三 前号の料金の収納の方法に関する事項 四 証明書作成の業務を行う時間及び休日に関する事項 五 基準等適合証明書の発行に関する事項 六 証明書作成員の選任及び解任並びにその配置に関する事項 七 第一条の十九第二項第二号及び第四号の請求による費用に関する事項 八 第一号に掲げるもののほか、証明書作成の業務に関し必要な事項 九 指定外国検査機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の証明書作成業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 変更しようとする事項	第一条の十八 指定外国検査機関は、証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。 一 休止し、又は廃止しようとする証明書作成の業務の範囲 二 証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日 三 証明書作成の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間 四 証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

三 変更の理由 (業務の休廃止等)	第一条の十九 指定外国検査機関は、証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 休止し、又は廃止しようとする証明書作成の業務の範囲 二 証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日 三 証明書作成の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間 四 証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)
3 (証明書作成員の選任等の届出)	第一条の二十 指定外国検査機関は、証明書作成員を選任したときは、遅滞なく、証明書作成員選任届出書(様式第五号)に選任した者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 2 指定外国検査機関は、証明書作成員を解任したときは、遅滞なく、証明書作成員解任届出書(様式第六号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。 (適合請求) (改善請求)
2 (適合請求)	第一条の二十一 厚生労働大臣は、指定外国検査機関が第一条の十三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定外国検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を探るべきことを請求することができる。
2 (改善請求)	第一条の二十二 厚生労働大臣は、指定外国検査機関が第一条の十五第一項から第三項までの規定に違反していると認めるときは、その指定外国検査機関に対し、これらの規定に適合すること又は証明書作成の実施方法その他の業務の改善に關し必要な措置を探るべきことを請求することができる。

(指定の取消し等)

第一条の二十三 厚生労働大臣は、指定外国検査機関が第一条の十三第二項第一号又は第三号に該

当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定外国検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指

定を取り消すことができる。

一 第一条の十五から第一条の十八まで、第一条の十九第一項若しくは第三項又は次条第一項の

規定に違反したとき。

二 正當な理由がないのに第一条の十九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第一条の二十の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。

四 不正の手段により指定を受けたとき。

五 前二条の規定による請求に応じなかつたとき。

六 厚生労働大臣が、指定外国検査機関が前五号のいずれかに該当すると認めて、六月を超えた

範囲内で期間を定めて証明書作成の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、そ

の請求に応じなかつたとき。

七 厚生労働大臣が、指定外国検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認め

て、その職員をして指定外国検査機関の事務所に立ち入りさせ、関係者に質問させ、又はその業

務に關係のある帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その立入り若し

くは検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に對して陳述がされず、若しくは

虚偽の陳述がされたとき。

八 厚生労働大臣が、指定外国検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認め

て、指定外国検査機関に対し、必要な事項の報告を求めた場合において、その報告がされず、

又は虚偽の報告がされたとき。

(帳簿)

第一条の二十四 指定外国検査機関は、証明書作成を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備

え、これを記載の日から一年間保存しなければならない。

一 証明書作成を行つた機械等を所有する者の氏名又は名称及び住所

二 証明書作成を行つた機械等の型式及び製造番号

三 証明書作成を行つた年月日

四 証明書作成を行つた証明書作成員の氏名

五 証明書作成の結果

六 基準等適合証明書の番号

七 その他証明書作成に関し必要な事項

2 指定外国検査機関は、証明書作成の業務を廃止した場合（指定を取り消された場合及び指定が

その効力を失つた場合を含む。）には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならぬ。

（公示）

第一条の二十五 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官

報で告示しなければならない。

指定をしたとき。

一 指定外国検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 証明書作成の業務を行う事務所の名称及び所在地

三 指定した年月日

四 証明書作成の業務を行つた機械等の区分

一 変更前及び変更後の指定外国検査機関の名称及び住所並びに代表

二 変更する年月日

第一条の十六の規定による第一

第一条の十三第三項第二号の事

第一条の十六の規定による第一

第一 指定外国検査機関の名称

二 變更前及び変更後の証明書作成の業務を行う事務所の名称及び所

三 項の変更の届出があつたと在地

四 変更する年月日

五 証明書作成の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定外

六 証明書作成の業務の名称及び住所並びに代表者の氏名

七 休止し、又は廃止する証明書作成の業務の範囲

八 証明書作成の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

九 証明書作成の業務の範囲及びその期間

十 証明書作成の業務の範囲及びその期間

十一 証明書作成の業務の範囲及びその期間

十二 証明書作成の業務の範囲及びその期間

十三 証明書作成の業務の範囲及びその期間

十四 証明書作成の業務の範囲及びその期間

十五 証明書作成の業務の範囲及びその期間

十六 証明書作成の業務の範囲及びその期間

十七 証明書作成の業務の範囲及びその期間

十八 証明書作成の業務の範囲及びその期間

十九 証明書作成の業務の範囲及びその期間

二十 証明書作成の業務の範囲及びその期間

二十一 証明書作成の業務の範囲及びその期間

二十二 証明書作成の業務の範囲及びその期間

二十三 証明書作成の業務の範囲及びその期間

二十四 証明書作成の業務の範囲及びその期間

二十五 証明書作成の業務の範囲及びその期間

二十六 証明書作成の業務の範囲及びその期間

二十七 証明書作成の業務の範囲及びその期間

二十八 証明書作成の業務の範囲及びその期間

二十九 証明書作成の業務の範囲及びその期間

三十 証明書作成の業務の範囲及びその期間

三十一 証明書作成の業務の範囲及びその期間

三十二 証明書作成の業務の範囲及びその期間

三十三 証明書作成の業務の範囲及びその期間

三十四 証明書作成の業務の範囲及びその期間

三十五 証明書作成の業務の範囲及びその期間

三十六 証明書作成の業務の範囲及びその期間

三十七 証明書作成の業務の範囲及びその期間

三十八 証明書作成の業務の範囲及びその期間

三十九 証明書作成の業務の範囲及びその期間

四十 証明書作成の業務の範囲及びその期間

四十一 証明書作成の業務の範囲及びその期間

四十二 証明書作成の業務の範囲及びその期間

四十三 証明書作成の業務の範囲及びその期間

四十四 証明書作成の業務の範囲及びその期間

四十五 証明書作成の業務の範囲及びその期間

(登録の更新に係る準用)
第四条 前条の規定は、法第五十三条の三において準用する法第四十六条の一第一項の登録の更新について準用する。

(性能検査の検査方法から生ずる危険を防止するため必要な措置)

第五条 法第五十三条の三において準用する法第四十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 ポイラー等の性能検査を実施するに当たり、次の事項を行うこと。

イ ポイラー等の圧力を受ける部分に著しい損傷等が認められ、その水圧試験又は気圧試験の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

ロ 水圧試験又は気圧試験の実施に当たり、ポイラー等の破裂による鏡板等の飛散、水の流出等による災害を防止するための措置を行うこと。

ハ 水圧試験又は気圧試験の実施に当たり、当該試験を続行することによる危険が予想されるときは、当該試験を中止すること。

二 クレーン等(第二条第三号から第七号までに掲げる特定機械等をいう。この号において同じ。)の性能検査を実施するに当たり、次の事項を行うこと。

イ 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該検査の実施について危険が予想されるときは、当該検査を行わないこと。

ロ クレーン等の各部分の構造及び機能について点検を行うに当たり、クレーン等が不意に起動することによる労働者の墜落、挟まれ等の危険を防止するため、当該クレーン等の運転を禁止するとともに、当該クレーン等の操作部分に運転を禁止する旨の表示をすること。

ハ クレーン等の構造部材その他荷重を受ける部分に著しい損傷等が認められ、荷重試験等の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

ニ 荷重試験等の実施に当たり、ジブ等が当該試験を行う場所に隣接する家屋、公道等に危険を及ぼすおそれのある場合には、当該試験を行わないこと。

ホ 荷重試験等の実施に当たり、当該試験を続行することによる危険が予想されるときは、当該試験を中止すること。

三 移動式クレーンの性能検査を実施するに当たり、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により当該移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、当該検査を行わないこと。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するために必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に当該移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

(変更の届出)

第五条の二 登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第四十七条の二により变更の届出をしようとするときは、登録性能検査機関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務規程)
一 登録性能検査機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

2 登録性能検査機関の実施方法
一 性能検査の実施方法
前号の料金の収納の方法に関する事項
五 檢査証の有効期間の更新に関する事項
六 檢査員の選任並びにその配置に関する事項
七 性能検査に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

八 法第五十三条の三において準用する法第五十条第二項第二号及び第四号並びに同条第三項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、性能検査の業務に關し必要な事項

三 登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第四十八条第一項後段の規定により業務規程の変更の届出をしようとするとときは、業務規程変更届出書(様式第三号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止等の届出)

三 登録性能検査機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該登録がその効力を失つたときは、当該登録の業務の休止又は廃止の届出をしようとするとときは、性能検査業務休廃止届出書(様式第四号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出が性能検査の業務の廃止の届出である場合は、第十条の帳簿の写しを添付しなければならない。

3 登録性能検査機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該登録がその効力を失つたときは、第十条の帳簿の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 第七条 登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第四十九条の規定により性能検査の業務の休止又は廃止の届出をしようとするとときは、性能検査業務休廃止届出書(様式第四号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第七条の二 法第五十三条の三において準用する法第五十条第二項第三号及び同条第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第七条の三 法第五十三条の三において準用する法第五十条第二項第四号及び同条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、第一条の七の三に掲げる方法のうちいずれかの方法とする。

(検査員の選任等の届出)

第八条 登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第五十一条の規定により検査員の選任の届出をしようとするときは、検査員選任届出書(様式第五号)に選任しようとする者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録性能検査機関は、法第五十三条の三において準用する法第五十二条の規定により検査員の解任の届出をしようとするときは、検査員解任届出書(様式第六号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(旅費の額等に係る準用)

第八条の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(報告)

第九条 登録性能検査機関は、性能検査を行つたときは、その結果について、当該性能検査を行つた月の翌月末日までに性能検査結果報告書(様式第七号)を当該性能検査を行つた第三条の申請に係る第二条各号に掲げる特定機械等(次条において「性能検査対象機械等」という。)の設置の場所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

(帳簿)

第十条 登録性能検査機関は、性能検査を行つた性能検査対象機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

一 性能検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに性能検査対象機械等の設置の場所

二 性能検査対象機械等の型式、構造及び性能並びにその安全装置及び附属装置等に関する事項

三 檢査証番号

四 檢査証の有効期間

- 六 性能検査を行った検査員の氏名
- 七 性能検査の結果
- 八 その他性能検査に関し必要な事項
(性能検査の業務の引継ぎ等)
- 第十条の二** 登録性能検査機関（外国登録性能検査機関（法第五十三条の三において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録性能検査機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、
次の事項を行わなければならない。
一 性能検査の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長に
当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二 その他の性能検査の業務を行つた事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が必要と認める
事項
- 2 外国登録性能検査機関**は、法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。
一 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により性能検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二 その他前号の労働基準監督署長が必要と認める事項
(公示)
- 第十条の三** 第一条の十一の規定は、登録性能検査機関について準用する。この場合において、同条の表中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十二条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と、「第四十七条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十七条の二」と、「第四十九条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十九条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第一項」と、「外国登録性能検査機関」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項」と、「第五十三条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条の二」と、「都道府県労働局長」とあるのは「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。
- 第三章 登録個別検定機関**
- (登録の区分)
- 第十二条** 法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。
一 令第十四条第一号のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの
二 令第十四条第二号の第二种圧力容器
三 令第十四条第三号の小型ボイラー
四 令第十四条第四号の小型圧力容器
- (登録の申請)**
- 第十二条** 法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録個別検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人があつては、これらに準ずるもの）
二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者があつては、これに準ずるもの）
三 申請者が法第五十四条において準用する第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

- 四 次の事項を記載した書面**
- イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴並びに構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）
- ロ 個別検定に用いる機械器具その他の設備の種類、数及び性能
- 第十四条** 法第五十四条において準用する法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検定員の経歴及び数
- (登録の更新に係る準用)**
- 第十五条** 前条の規定は、法第五十四条において準用する法第四十六条の二第一項の登録の更新について準用する。
（個別検定の検定方法から生ずる危険を防止するために必要な措置）
- 第十六条** 法第五十四条において準用する法第四十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。
- 一 小型ボイラー、第二種圧力容器又は小型圧力容器（以下この条において「小型ボイラー等」という。）の圧力を受ける部分に著しい損傷等が認められ、その水圧試験又は気圧試験の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。
- 二 小型ボイラー等の水圧試験又は気圧試験の実施に当たり、当該小型ボイラー等の破裂による鏡板等の飛散、水の流出等による災害を防止するための措置を行うこと。
- 三 小型ボイラー等の水圧試験又は気圧試験の実施に当たり、当該試験を続行することによる危険が予想されるときは、当該試験を中止すること。
(変更の届出)
- 第十四条の二** 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定により変更の届出をしようとするときは、登録個別検定機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- （業務規程）
- 第十五条** 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第四十八条第一項前段の規定により業務規程の届出をしようとするときは、業務規程届出書（様式第二号）に当該業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 登録個別検定機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。**
- 一 個別検定の実施方法
- 二 個別検定に関する料金
- 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
- 四 個別検定の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 五 個別検定に合格した第十二条の申請に係る第十三条各号に掲げる機械等（第十八条において「個別検定対象機械等」という。）についての刻印又は刻印を押した銘板に関する事項
- 六 検定員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 七 個別検定に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
- 八 法第五十四条において準用する法第五十条第二項第一号及び第四号並びに同条第三項第一号及び第四号に掲げるもののほか、個別検定の業務に関する必要な事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、個別検定の業務に関する必要事項
- （業務の休廃止等の届出）
- 第十六条** 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第四十九条の規定により個別検定の業務の休止又は廃止の届出をしようとするときは、個別検定業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出が個別検定の業務の廃止の届出である場合は、第十八条の帳簿の写しを添付しなければならない。

3 登録個別検定機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該登録がその効力を失つたときは、第十八条の帳簿の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十六条の二 法第五十四条において準用する法第五十条第二項第三号及び同条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(検定員の選任等の届出)

第十七条 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十一条の規定により検定員の選任の届出をしようとするときは、検査員選任届出書(様式第五号)に選任しようとする者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十二条の規定により検定員の解任の届出をしようとするときは、検定員解任届出書(様式第六号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(旅費の額等に係る準用)

第十七条の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令

第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第一項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(帳簿)

第十八条 登録個別検定機関は、個別検定を行つた個別検定対象機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から十年間保存しなければならない。

一 個別検定を受けた者の氏名又は名称

二 個別検定対象機械等の種類、型式及び性能

三 個別検定を行つた年月日

四 個別検定を行つた検定員の氏名

五 個別検定の結果

六 個別検定合格番号

七 その他個別検定に関し必要な事項
(個別検定の業務の引継ぎ等)

第十九条 登録個別検定機関(外国登録個別検定機関(法第五十四条において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録個別検定機関をいう。次項及び次条において同じ。)を除く。)は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

2 外国登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。
検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

(公示)
第十九条の二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

法第四十四条第一項の規定による
一 登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 個別検定の業務を行う事務所の名称及び所在地

三 行うことができる個別検定
四 登録した年月日

法第五十四条において準用する法
一 変更前及び変更後の登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更する年月日

法第五十四条において準用する法
一 登録個別検定機関の氏名又は名称
二 変更前及び変更後の個別検定の業務を行う事務所の名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 変更する年月日

法第五十四条において準用する法
一 個別検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 休止し、又は廃止する個別検定の業務の範囲
三 個別検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

法第五十四条において準用する法
一 個別検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 停止を命じた年月日
三 個別検定の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた個別検定の範囲及びその期間

法第五十四条において準用する法
一 外国登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消した年月日

法第五十四条において準用する法
一 都道府県労働局長が個別検定の業務の全部又は一部を自ら行う場合にあつては、当該個別検定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする都道府県労働局長の名称

二 自ら個別検定の業務の全部又は一部を行ふものとする年月日

三 自ら行うものとする個別検定の業務の範囲及びその期間

法第五十四条において準用する法
一 都道府県労働局長が自ら行つていて個別検定の業務の全部又は一部を行わないものとする場合にあつては、当該個別検定の業務の全部又は一部を行わなものとする都道府県労働局長の名称

二 自ら個別検定の業務の全部又は一部を行わるものとする都道府県労働局長の名称

三 行わないものとする個別検定の業務の範囲

法第五十四条において準用する法
一 都道府県労働局長が自ら行つていて個別検定の業務の全部又は一部を行わるものとする年月日

二 行わないものとする個別検定の業務の範囲

第三章の二 登録型式検定機関

(登録の区分)

第十九条の三 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 令第十四条の二第二号のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式以外の制動方式のもの

二 令第十四条の二第二号のプレス機械又はシャーの安全装置

三 令第十四条の二第三号の防爆構造電気機械器具

四 令第十四条の二第四号のクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置

五 令第十四条の二第五号の防じんマスク

六 令第十四条の二第六号の防毒マスク

七 令第十四条の二第七号の木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの

八 令第十四条の二第八号の動力により駆動されるプレス機械（以下「動力プレス」という。）

九 令第十四条の二第九号の交流アーケン接機用自動電擊防止装置

十 令第十四条の二第十号の絶縁用保護具

十一 令第十四条の二第十一号の絶縁帽

十二 令第十四条の二第十二号の保護帽

十三 令第十四条の二第十三号の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

十四 令第十四条の二第十四号の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

（登録の申請）

第十九条の四 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）

三 申請者が法第五十四条の二において準用する第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号からハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴並びに構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）

ロ 型式検定に用いる機械器具その他の設備の種類、数及び性能

ハ 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検定員の経歴及び数

ニ 型式検定の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

（登録の更新に係る準用）

第十九条の五 前条の規定は、法第五十四条の二において準用する法第四十六条の二第一項の登録の更新について準用する。

第十九条の六 法第五十四条の二において準用する法第四十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置（以下の条において「過負荷防止装置」という。）の作動試験の実施について危険が予想されるとときは、当該試験を行わないこと。

二 過負荷防止装置の各部分について点検を行うに当たり、クレーン又は移動式クレーン（以下の条において「クレーン等」という。）が不意に起動することによる労働者の墜落、挟まれ

等の危険を防止するため、当該クレーン等の運転を禁止するとともに、当該クレーン等の操作部分に運転を禁止する旨の表示をすること。

三 クレーン等の構造部材その他荷重を受ける部分に著しい損傷等が認められ、作動試験の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

四 作動試験の実施に当たり、ジブ等が当該試験を行う場所に隣接する家屋、公道等に危険を及ぼすそれのある場合には、当該試験を行わないこと。

五 作動試験の実施に当たり、当該試験を続行することによる危険が予想されるときは、当該試験を中止すること。

六 移動式クレーンの過負荷防止装置の型式検定を実施するに当たり、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により当該移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、当該検定を行わないこと。ただし、当該場所において、当該移動式クレーンの転倒を防止するために必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に当該移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

第十九条の六の二 登録型式検定機関は、法第五十四条の二において準用する法第四十七条の二の規定により変更の届出をしようとするときは、登録型式検定機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（変更の届出）

第十九条の七 登録型式検定機関は、法第五十四条の二において準用する法第四十八条第一項前段の規定により業務規程の届出をしようとするときは、業務規程届出書（様式第二号）に当該業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録型式検定機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 型式検定の実施方法

二 型式検定に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 型式検定の業務を行う時間及び休日に関する事項

五 型式検定の業務を行う場所に関する事項

六 型式検定合格証の発行に関する事項

七 検定員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

八 型式検定に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

九 法第五十四条の二において準用する法第五十条第二項第二号及び第四号並びに同条第三項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、型式検定の業務に関し必要な事項

3 登録型式検定機関は、法第五十四条の二において準用する法第四十八条第一項後段の規定により業務規程の変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止等の届出）

第十九条の八 登録型式検定機関は、法第五十四条の二において準用する法第四十九条の規定により型式検定の業務の休止又は廃止の届出をしようとするときは、型式検定業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出が型式検定の業務の廃止の届出である場合は、第十九条の十一の帳簿の写しを添付しなければならない。

3 登録型式検定機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該登録がその効力を失ったときは、第十九条の十一の帳簿の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

4	げるものに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一号中「フオーライフ」であるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。
5	第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一号中「フオーライフ」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。
6	第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一号中「フオーライフ」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。
7	第二項の規定は、令第十三第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車に係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フオーライフ」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。
8	第二項の規定は、令第十三第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車の作業車に係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フオーライフ」とあるのは、「令第十三第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車」と読み替えるものとする。 (承継の届出及び登録事項の変更)
9	第十九条の二十三 法第五十四条の五第二項の届出をしようとする者は、検査業者承継届出及び登録事項変更等申請書(様式第七号の七)に承継の理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。 検査業者の地位を承継した者は、当該承継により登録証に記載された事項について変更が生じたときは、前項の検査業者承継届出及び登録事項変更等申請書に登録証を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。
10	第三章の三の二 登録検査業者検査員研修機関 (登録) 第十九条の二十四 検査業者は、登録を取り消され、又は特定自主検査の業務の全部を廃止したときは、遅滞なく、登録証を所轄都道府県労働局長等に返納しなければならない。
11	第十九条の二十二第一項第一号の登録 第十九条の二十二の登録は、次の表の上欄に掲げる登録(以下この章において「動力ブレース検査員研修」という)。
12	第十九条の二十二第一項第一号の登録 第十九条の二十二第二項第一号の研修(以下この章において「フオーライフ検査員研修」という)。
13	第十九条の二十二第三項において読み替えて準用する同条第二項 第十九条の二十二第三項において読み替えて準用する同条第二項の研修(以下この章において「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号及び第六号」検査員研修」という)。
14	一号の登録

イ 動力プレス検査員研修の講師については、次の（1）から（4）まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、次の（1）から（5）まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

（1） 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に五年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に八年以上従事した経験を有する者

（2） 学校教育法による高等学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者

（3） 第十九条の二十二第一項の資格を有する者で、特定自主検査の業務に十年以上従事した経験を有するもの

（4） 厚生労働大臣が（1）から（3）までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められる者

（5） 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

ロ フォークリフト検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「フォークリフト」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第二項」と読み替えた場合に、イ中（1）から（4）まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、（1）から（5）までのいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ハ 車両系建設機械（令別表第七第一号、第二号及び第六号）検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるもの」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第三項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中（1）から（4）まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、（1）から（5）までのいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

二 車両系建設機械（令別表第七第三号）検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第四項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中（1）から（4）まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、（1）から（5）までのいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ホ 車両系建設機械（令別表第七第四号）検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるもの」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第五項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中（1）から（4）まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、（1）から（5）までのいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ヘ 車両系建設機械（令別表第七第五号）検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第六項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中（1）から（4）まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、（1）から（5）までのいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ト 不整地運搬車検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「不整地運搬車」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第七項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中（1）から（4）まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、（1）から（5）までのいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

チ 高所作業車検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「高所作業車」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第八項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えた場合に、イ中（1）から（4）まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、（1）から（5）までのいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

申請に係る検査業者検査員研修の業務を管理する者が置かれていること。

三 機械器具その他の設備及び施設の数が申請に係る検査業者検査員研修の業務を適正に行うために必要な数以上であること。

チ 登録は、登録検査業者検査員研修機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事務所の名称及び所在地

四 登録に係る検査業者検査員研修の種類

（登録の更新）

第十九条の二十四の二の四 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（実施義務）

第十九条の二十四の二の五 登録を受けた者（以下この章において「登録検査業者検査員研修機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した検査業者検査員研修の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に検査業者検査員研修を行わなければならぬ。

一 検査業者検査員研修の実施時期、実施場所、内容、時間及び受講定員に関する事項

二 検査業者検査員研修の講師の氏名

三 登録検査業者検査員研修機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

四 登録検査業者検査員研修機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第一号の三）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

五 登録検査業者検査員研修機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した検査業者検査員研修の結果について、検査業者検査員研修実施結果報告書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（変更の届出）

（業務規程）

第十九条の二十四の二の六 登録検査業者検査員研修機関は、第十九条の二十四の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録検査業者検査員研修機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十九条の二十四の二の七 登録検査業者検査員研修機関は、検査業者検査員研修の業務の開始日の二週間前までに、次の事項を記載した検査業者検査員研修の業務に関する規程を定め、業務する者であること。

規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 検査業者検査員研修の実施方法

二 検査業者検査員研修に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 検査業者検査員研修の講師の選任及び解任に関する事項

五 検査業者検査員研修の内容及び時間に関する事項

六 検査業者検査員研修の修了証の発行に関する事項

七 検査業者検査員研修の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八 検査業者検査員研修の実施に関する計画に関する事項

九 第十九条の二十四の二の九第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、検査業者検査員研修の業務に關し必要な事項

二 登録検査業者検査員研修機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第十九条の二十四の二の八 登録検査業者検査員研修機関は、検査業者検査員研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、検査業者検査員研修業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十九条の二十四の二の九 登録検査業者検査員研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録（貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録が作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

二 検査業者検査員研修を受けようとするその他の利害関係人は、登録検査業者検査員研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をすることは、登録検査業者検査員研修機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの中の閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供するとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続された電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくることができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け取る方法

（適合命令）

第十九条の二十四の二の十一 厚生労働大臣は、登録検査業者検査員研修機関が第十九条の二十四の二の五第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録検査業者検査員研修機関に対し、検査業者検査員研修を行うべきこと又は検査業者検査員研修の実施方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十九条の二十四の二の十二 厚生労働大臣は、登録検査業者検査員研修機関が第十九条の二十四の二の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査業者検査員研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十九条の二十四の二の十一 厚生労働大臣は、登録検査業者検査員研修機関が第十九条の二十四の二の五第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録検査業者検査員研修機関に対し、検査業者検査員研修を行なうべきこと又は検査業者検査員研修の実施方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

一 第十九条の二十四の二の二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十九条の二十四の二の五から第十九条の二十四の二の八まで、第十九条の二十四の二の九第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十九条の二十四の二の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿）

第十九条の二十四の二の十三 登録検査業者検査員研修機関は、検査業者検査員研修を行つたときは、検査業者検査員研修の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、検査業者検査員研修の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。

二 登録検査業者検査員研修機関は、検査業者検査員研修を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一 検査業者検査員研修の種類

二 検査業者検査員研修の内容及び時間

三 検査業者検査員研修を行つた年月日

四 検査業者検査員研修の講師の氏名及びその者の資格に関する事項

五 検査業者検査員研修の結果

六 その他検査業者検査員研修に関し必要な事項

三 登録検査業者検査員研修機関は、検査業者検査員研修の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、第一項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

（報告の徴収）

第十九条の二十四の二の十四 厚生労働大臣は、検査業者検査員研修の実施のため必要な限度において、登録検査業者検査員研修機関に対し、検査業者検査員研修事務又は經理の状況に關し報告させることができる。

（公示）

第十九条の二十四の二の十五 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（登録をしたとき）

第十九条の二十四の二の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（登録をしたとき）

第十九条の二十四の二の六の一 登録検査業者検査員研修機関の氏名又は名称にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の名称及び所在地

三 登録に係る検査業者検査員研修の種類

四 登録した年月日

第十九条の二十四の二の六の二 一 変更前及び変更後の登録検査業者検査員研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更する年月日

三 変更する年月日

第十九条の二十四の二の六の三 一 登録検査業者検査員研修機関の氏名又は名称

二 変更前及び変更後の事務所の名称及び所在地

三 変更する年月日

第十九条の二十四の二の六の四 一 登録検査業者検査員研修機関の氏名又は名称

二 変更前及び変更後の事務所の名称及び所在地

三 変更する年月日

第十九条の二十四の二の六の五 一 登録検査業者検査員研修機関の氏名又は名称

二 変更前及び変更後の事務所の名称及び所在地

三 変更する年月日

第十九条の二十四の二の六の六 一 登録検査業者検査員研修機関の氏名又は名称

二 変更前及び変更後の事務所の名称及び所在地

三 変更する年月日

- | | |
|----|--|
| 六 | 較正の業務に関する事項 |
| 七 | 較正の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 |
| 八 | 前各号に掲げるもののほか、較正の業務に関する事項 |
| 九 | 登録較正機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。
(業務の休廃止) |
| 十 | 第十九条の二十四の九 登録較正機関は、較正の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、較正業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に届け出なければならない。 |
| 十一 | (財務諸表等の備付け及び閲覧等) |
| 十二 | 第十九条の二十四の十 登録較正機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。 |
| 十三 | 一 較正の申込みをしようとする者その他の利害関係人は、登録較正機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録較正機関の定めた費用を支払わなければならない。
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面上に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求 |
| 十四 | 一 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる
物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 |
| 十五 | (適合命令)
(登録の取消し等) |
| 十六 | 第十九条の二十四の十一 厚生労働大臣は、登録較正機関が第十九条の二十四の四第一項各号のいづれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録較正機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
(改善命令) |
| 十七 | 第十九条の二十四の十三 厚生労働大臣は、登録較正機関が次の各号のいづれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて較正の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第十九条の二十四の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
二 第十九条の二十四の六から第十九条の二十四の九まで、第十九条の二十四の十第一項又は次条第一項の規定に違反したとき。 |
| 十八 | 正当な理由がないのに第十九条の二十四の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 |

第三章の三の四 登録発破実技講習機関

(登録)

第十九条の二十四の十七 安衛則別表第四の表発破技士免許の項第一号ハの登録（以下この章において単に「登録」という。）は、同号の発破実技講習（以下この章において単に「発破実技講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 登録の申請をしようとする者は、登録発破実技講習機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該者が発破実技講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ 発破実技講習の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ 発破実技講習の講師の氏名、略歴及び担当する発破実技講習の講習科目

ニ 発破実技講習に用いる機械器具その他の設備及び施設の種類、数、性能等及びその所有又

は借入れの別

ホ 発破実技講習の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第十九条の二十四の十九第一項各号の要件に適合して

いることを証する事項

（欠格条項）

第十九条の二十四の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又

は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第十九条の二十四の二十八の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第十九条の二十四の十九 都道府県労働局長は、第十九条の二十四の十七の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 発破実技講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ 火薬類の取扱い

ロ 発破の方法

二 発破実技講習の講師が、次に表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

（登録科目）

火薬類の取扱い	条件
イ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）第三十一条第一項の甲種火薬類製造保安責任者免状若しくは乙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	第一次に掲げる者であつて、一年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験を有するもの

（登録基準）

口 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）附則第二条の規定による廃止前の保安技術職員国家試験規則（昭和二十五年通商産業省令第七十二号）第八条の甲種上級保安技術職員試験、乙種上級保安技術職員試験若しくは丁種上級保安技術職員試験又は同令第九条第一項の甲種坑外保安係員試験

若しくは丁種坑内保安係員試験、甲種坑内保安係員試験、乙種坑内保安係員試験、火薬係員試験、甲種発破係員試験若しくは乙種発破係員試験に合格した者

ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）

二 イからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

二 発破技士免許を受けた者（労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和四十年労働省令第三号）による改正前の安衛則第二百二十六条第一項の規定による導火線発破技士免許及び同条第二項の規定による電気発破技士免許を受けた者を含む。以下同じ。）であつて、その後五年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験を有するもの

二 発破技士免許を受けた者であつて、五年以上発破の業務に従事した経験を有するもの

一 火薬類の取扱いの項第一号イからニまでに掲げる者であつて、二年以上発破の業務に従事した経験を有するもの

二 発破技士免許を受けた者であつて、五年以上発破の業務に従事した経験を有するもの

一 登録発破実技講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとす

2 発破の方法

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事務所の名称及び所在地

（登録の更新）

第十九条の二十四の二十 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（実施義務）

第十九条の二十四の二十一 登録を受けた者（以下この章において「登録発破実技講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した発破実技講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に発破実技講習を行わなければならない。

一 発破実技講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項

二 発破実技講習の講師の氏名

2 登録発破実技講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添え、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 登録発破実技講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第一号の三）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

4 登録発破実技講習機関は、発破実技講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。

5 登録発破実技講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した発破実技講習の結果について、発破実技講習実施結果報告書（様式第一号の四）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第十九条の二十四の二十二 登録発破実技講習機関は、第十九条の二十四の十九第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録発破実技講

事項の変更の届出があつたとき。	三 変更する年月日
第十九条の二十四の二十四の規定による届出があつたとき。	一 発破実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録の代表者の氏名
第十九条の二十四の二十八の規定により登録を取り消し、又は発破実技講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	二 休止し、又は廃止する発破実技講習の業務の範囲 三 発破実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月 四 発破実技講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合については、その期間
三 発破実技講習の業務の全部又は一部の停止を命じた年月日	一 登録発破実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 登録を取り消し、又は発破実技講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 発破実技講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた発破実技講習の範囲及びその期間

四

停止を命じた発砲

事項の変更の届出があつたとき。	第十九条の二十四の二十四の規定による届出があつたとき。	三 変更する年月日
一 発破実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録発破実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	二 休止し、又は廃止する発破実技講習の業務の範囲	日 三 発破実技講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月

第十九条の二十四の三十二に「登録」という。()は
一 実技講習」という。()
二 登録の申請をしようと
書類を添えて、当該者が
下この章において「所轄」と
一 申請者が法人である
二 申請者が個人である
申請者が次条各号の
次 の事項を記載した
ボイラー実技講習
ボイラー実技講習
ボイラー実技講習
ボイラー実技講習
有又は借り入れの別
ホ ボイラー実技講習
ヘ イからホまでに掲
て いることを証する
(欠格条項)

第十九条の二十四の三十五 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつ

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
三 ボイラー実技講習の業務を管理する者が置かれていること。
一 登録は、登録ボイラー実技講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。
二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 事務所の名称及び所在地
(登録の廃止)

二 ボイラー実技講習の講師が、次の各号のいずれかに該当する者であること。
イ 特級ボイラー技士免許を受けた者であつて、その後二年以上ボイラーを取り扱う業務に從事した経験を有するもの
ロ 一般ボイラー技士免許を受けた者であつて、その後五年以上ボイラーを取り扱う業務に從事した経験を有するもの

二 ハ 燃焼附属設備及び附属品の取扱い
二 ハ 水処理及び吹出し
二 ハ 点検及び異常時の処置

（実施義務）
第十九条の二十四の三十六
という。は、正当な理由で、前項
習の実施に関する計画を
い。
一一 ポイラー実技講習の
二 登録ボイラー実技講習の
ては、その登録を受けた
作成した計画を添えて、
するときも、同様とする
三 登録ボイラー実技講習
計画変更届出書（様式第
四 登録ボイラー実技講習
付しなければならない。
五 登録ボイラー実技講習
一 実技講習の結果につい
県労働局長に提出しなけ
（変更の届出）

者と同等以上の知識経験を有する者
業務を管理する者が置かれていること。
実技講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。
番号
所在地
所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

品の取扱い
处置
講師が、次の各号のいずれかに該当する者であること。
免許を受けた者であつて、その後二年以上ボイラーを取り扱う業務に従事するもの
免許を受けた者であつて、その後五年以上ボイラーを取り扱う業務に従事する者

の登録の更新につ
実施時期、実施場
登録を受けた者
由がある場合を除き
作成し、これに從
講師の氏名
機関は、毎事業年
後遲滞なく、実施
所轄都道府県労働
機関は、前項後段
一号の三)を所轄
機関は、ボイラー
ればならない。

つては、その代表者の氏名
簿に次の事項を記載してするものとする。
が置かれていること。
識経験を有する者

のいづれかに該当する者であること。
あつて、その後二年以上ボイラーを取り扱う業務に從
あつて、その後五年以上ボイラーを取り扱う業務に從

（以下この）章において「登録」とは、毎事業年度、次の事項をもつて公正にボイラー実技講習所、講習科目、時間及び受講料度開始前に（登録を受けた日付）記載の届出書（様式第一号）を局長に届け出なければならぬ規定により変更の届出をし、都道府県労働局長に提出した美技講習を修了した者に対し、度経過後一月以内に、その事務実施結果報告書（様式第一号）を提出する。

るものとする。

ること。

録ボイラー実技講習機関に記載したボイラー実技講習を行わなければならぬと、
訓定員に関する事項

四 ボイラー実技講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合
 にあつては、その期間
第十九条の二十四の四十三の一 登録ボイラー実技講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人に登録を取り消し、あつては、その代表者の氏名又はボイラー実技講習の業務の全部若しくは一部若しくは一部の停止を命じた年月日
二 登録を取り消し、又はボイラー実技講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じたボイラー実技講習の範囲及びその期間

第三章の四 指定試験機関

(試験事務の範囲)

第十九条の二十五 厚生労働大臣は、法第七十五条の二第一項により指定試験機関に試験事務を行わせようとするときは、指定試験機関に行わせる試験事務の範囲を定めるものとする。

(指定の申請)

第十九条の二十六 法第七十五条の二第二項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 前項の申請書には、次に掲げる書面を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

(指定試験機関の名称等の変更の届出)

第十九条の二十七 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(役員の氏名及び略歴を記載した書面)

第十九条の二十八 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 指定試験機関は、試験事務を行なう事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

三 新設又は廃止の理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第十九条の二十九 指定試験機関は、法第七十五条の五第二項の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴

二 選任又は解任の理由
 (免許試験員の要件)

第十九条の二十九 法第七十五条の五第二項の厚生労働省令で定める要件は、別表の上欄に掲げる免許試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める者に該当する者であることとする。

（免許試験員の選任又は解任の届出）

第十九条の三十 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、その日から十五日以内に、免許試験員の氏名、略歴、担当する免許試験の区分及び選任の理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 指定試験機関は、免許試験員の氏名について変更が生じたときは、免許試験員の担当する免許試験の区分を変更したとき、又は免許試験員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(試験事務規程の認可の申請)

第十九条の三十一 指定試験機関は、法第七十五条の六第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、当該認可に係る試験事務規程を添えて、書面により、申請しなければならない。

(試験事務規程の記載事項)

第十九条の三十二 法第七十五条の六第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 免許試験の実施の方法に関する事項
- 二 手数料の収納の方法に関する事項
- 三 合格の通知に関する事項
- 四 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 五 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 六 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(試験事務規程の変更の認可の申請)

第十九条の三十三 指定試験機関は、法第七十五条の六第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(免許試験の結果の報告)

第十九条の三十四 指定試験機関は、免許試験を実施したときは、当該免許試験の区分ごとに、遅滞なく、試験実施年月日、受験申請者数、合格者数等を記載した書面並びに合格者の氏名、生年月日及び住所を記載した合格者一覧を、当該免許試験に係る試験事務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

(帳簿)

第十九条の三十五 指定試験機関は、免許試験を実施したときは、当該免許試験の区分ごとに合格者の氏名、生年月日及び住所を記載した帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第十九条の三十六 指定試験機関は、法第七十五条の十の規定により許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(試験事務の引継ぎ等)

第十九条の三十七 指定試験機関は、法第七十五条の十二第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 試験事務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該試験事務並びに当該試験事務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他試験事務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

（公示）

第十九条の三十八 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

法第七十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。
法第七十五条の十の規定による許可をしたとき。

一 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地
二 行うことができる試験事務の範囲及び試験事務の全部又は一部を行わないものとする都道府県労働局長の名称
三 指定をした年月日

法第七十五条の十一第一項の規定による取消しをしたとき。
法第七十五条の十二第一項の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
法第七十五条の十二第一項の規定により都道府県労働局長が試験事務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。
法第七十五条の十二第一項の規定により都道府県労働局長が自ら行っていた試験事務の全部又は一部を行わないものとすると
（登録の区分）
第二十条 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。
一 木材加工用機械作業主任者技能講習
二 プレス機械作業主任者技能講習
三 乾燥設備作業主任者技能講習
四 コンクリート破碎器作業主任者技能講習
五 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
六 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
七 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
八 足場の組立て等作業主任者技能講習
九 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
十 鋼橋架設等作業主任者技能講習
十一 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
十二 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
十三 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

第四章 登録教習機関

第十四条 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
十五 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（次号に掲げるものを除く。）
十五の二 講習科目を令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーケ溶接する作業、アーケを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
十六 鉛作業主任者技能講習
十七 有機溶剤作業主任者技能講習
十八 石綿作業主任者技能講習
十八の二 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
十八の三 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
十八の四 床上操作式クレーン運転技能講習
十八の五 小型移動式クレーン運転技能講習
十九 ガス溶接技能講習
二十 フォークリフト運転技能講習
二十の二 ショベルローダー等運転技能講習
二十一 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
二十一の二 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
二十一の三 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
二十一の四 不整地運搬車運転技能講習
二十一の五 高所作業車運転技能講習
二十二 玉掛け技能講習
二十三 ボイラー取扱技能講習
二十四 揚貨装置運転実技教習
二十五 クレーン運転実技教習
二十六 移動式クレーン運転実技教習
（登録の申請）
第二十一条 法第七十七条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録教習機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該者が申請に係る技能講習又は教習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。
一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
三 申請者が教習を行おうとする者である場合は、法第七十七条第二項第四号の要件に適合していることを証するに足りる書面
四 申請者が法第七十七条第三項において準用する第四十六条第二項各号の規定に該当しないことを説明した書面
五 次の事項を記載した書面
イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴
ロ 技能講習又は教習の業務を管理する者の氏名及び略歴
ハ 申請に係る技能講習の講師又は教習を受ける者に対する技能の指導を行おう者（以下「指導員」という。）の氏名、略歴及び担当する技能講習又は教習の科目
二 申請に係る教習を受ける者の技能を判定する者（以下「技能検定員」という。）の氏名及び略歴
ホ 申請に係る技能講習又は教習に用いる機械器具その他の設備及び施設の種類、数、性能等及びその所有又は借り入れの別
ヘ 技能講習又は教習の業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務の種類及び概要
（登録の更新に係る準用）
第二十二条 前条の規定は、法第七十七条第四項の登録の更新について準用する。

法第七十七条第三項において準用する法第四十九条の規定による届出があつたとき。	第一 指定講習又は教習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録教習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
法第七十七条第三項において準用する法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の範囲は一部の停止を命じたとき。	第二 休止し、又は廃止する技能講習又は教習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する技能講習又は教習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日
法第七十七条第三項において準用する法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	第三 技能講習又は教習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日
（指定）	四 技能講習又は教習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にはあつては、その期間にあつては、その期間に登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日
（第四章の二 指定保存交付機関）	三 技能講習又は教習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

第二十五条の三の一 第二十四条第一項ただし書又は第二十五条の指定（以下この章において単に「指定」という。）は、第二十四条第一項ただし書に規定する技能講習に係る帳簿（以下この章において「技能講習帳簿」という。）の保存に関する業務並びに安衛則第八十二条第三項及び第四項に規定する技能講習を修了したことを証する書面（以下この章において「技能講習修了証」という。）の交付に関する業務（以下これらの業務を「保存交付業務」という。）（法人に限る。）の申請により行う。	第一 登録教習機関が第二十四条第一項ただし書又は第二十五条の規定により技能講習帳簿を引き合にあつては、停止を命じた年月日
2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	二 登録教習機関が第二十四条第一項ただし書又は第二十五条の規定により技能講習帳簿を引き渡そうとするとき。
3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	三 指定を受けた者（以下この章において「指定保存交付機関」という。）は、それぞれ正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、これに応じなければならぬ。
一 名称及び住所	一 登録教習機関が第二十四条第一項ただし書又は第二十五条の規定により技能講習帳簿を引き渡そうとするとき。
二 保存交付業務を行おうとする事務所の名称及び所在地	二 指定保存交付機関は、前項第一号の規定により登録教習機関から引き渡された技能講習帳簿について、当該登録教習機関又は当該技能講習帳簿に係る者から照会があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該照会に対して速やかに回答しなければならない。
三 保存交付業務を開始しようとする年月日	三 （実施義務）
（指定）	2 前二条の規定は、前項の指定の更新について準用する。
（第四章の二 指定保存交付機関）	2 第二十五条の三の五 指定を受けた者（以下この章において「指定保存交付機関」という。）は、次の各号に掲げるときは、それぞれ正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、これに応じなければならぬ。
第二十五条の三の六 指定保存交付機関は、その名称若しくは住所又は保存交付業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。	一 登録教習機関が第二十四条第一項ただし書又は第二十五条の規定により技能講習帳簿を引き渡そうとするとき。
2 指定保存交付機関は、保存交付業務を行う事務所の名称若しくは住所又は保存交付業務を行う事務所の名称若しくは所在地を新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地を変更しようとする年月日	二 指定保存交付機関は、前項第一号の規定により登録教習機関から引き渡された技能講習帳簿について、当該登録教習機関又は当該技能講習帳簿に係る者から照会があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該照会に対して速やかに回答しなければならない。
3 新設又は廃止の理由	三 第二十五条の三の六
（業務規程）	2 指定保存交付機関は、保存交付業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。
第二十五条の三の七 指定保存交付機関は、保存交付業務の開始前に、次の事項を記載した保存交付業務の実施に関する規程（次項において「保存交付業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
2 保存交付業務に係る手数料の額及びその収納の方法に関する事項	二 新設し、又は廃止しようとする事務所において保存交付業務を開始し、又は廃止しようとする年月日
3 保存交付業務に係る技能講習帳簿及び書類の保存に関する事項	三 新設又は廃止の理由
4 前二号に掲げるもののほか、保存交付業務に関し必要な事項	（第二十五条の三の八）
2 指定保存交付機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の保存交付業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。	第一 指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
3 変更しようとする年月日	第二 第二十五条の三の八 指定保存交付機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
3 変更の理由	第三 第二十五条の三の八 指定保存交付機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定保存交付機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十五条の三の九 厚生労働大臣は、保存交付業務の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定保存交付機関に対し、保存交付業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐことができる。

(業務の休廃止)

第二十五条の三の十 指定保存交付機関は、保存交付業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする保存交付業務の範囲

二 保存交付業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三 保存交付業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(指定の取消し等)

第二十五条の三の十一 厚生労働大臣は、指定保存交付機関が第二十五条の三の三第二項第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定保存交付機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて保存交付業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるもの。

一 第二十五条の三の五から第二十五条の三の八まで及び前条又は次条の規定に違反したとき。

二 第二十五条の三の九の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

三 第二十五条の三の十四第一項の指定の条件に違反したとき。

四 不正の手段により指定を受けたとき。

(技能講習帳簿)

第二十五条の三の十二 指定保存交付機関は、次の事項を記載した技能講習帳簿を備え、保存交付業務の廃止(指定の取消しを含む)に至るまで保存しなければならない。

一 当該技能講習帳簿を指定保存交付機関に引き渡した者の氏名又は名称、住所及び連絡先

二 当該技能講習帳簿が引き渡された年月日

三 当該技能講習帳簿を保存する場所

四 各月における引き渡された当該技能講習帳簿の件数

五 各月における引き渡された当該技能講習帳簿に記載された修了者の数

(報告の徴収)

第二十五条の三の十三 厚生労働大臣は、保存交付業務の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定保存交付機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

(指定の条件)

第二十五条の三の十四 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(厚生労働大臣による保存交付業務の実施)

第二十五条の三の十五 厚生労働大臣は、指定を受けた場合又は指定保存交付機関が第二十五条の三の十の規定による保存交付業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があつた場合、第二十五条の三の十一の規定により指定を取り消し、若しくは指定保存交付機関に対し保存交付業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合その他必要があると認め

る場合は、当該保存交付業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 指定保存交付機関は、前項の規定により厚生労働大臣が保存交付業務の全部又は一部を自ら行う場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣に当該保存交付業務並びに当該保存交付業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣が必要と認める項目

(公示)

第二十五条の三の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地

二 指定した年月日

三 保存交付業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地

四 保存交付業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

五 保存交付業務の全部又は一部を休止しようとする場合については、その期間

六 保存交付業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

七 保存交付業務の全部又は一部を休止しようとする場合については、その期間

八 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

九 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

十 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

十一 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

十二 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

十三 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

十四 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

十五 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

十六 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

十七 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

十八 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

十九 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

二十 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

二十一 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

二十二 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

二十三 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

二十四 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

二十五 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

二十六 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

二十七 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

二十八 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

二十九 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

三十 保存交付業務の全部又は一部を行わるものとした年月日

第四章の三 登録コンサルタント講習機関

(登録)

第二十五条の四 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号。以下「コンサルタント則」という。)第一条第七号の登録(以下この章において単に「登録」という。)は、それぞれコンサルタント則第一条第十号の登録(以下この章において単に「登録」という。)により厚生労働大臣が自ら行つていた保存交付業務の全部又は一部を行わぬものとのした保存交付業務の範囲とするとき。

前条第一項の規定により厚生労働大臣が自ら行つていた保存交付業務の全部又は一部を行わぬものとのした保存交付業務の範囲及びその期間

二 行わぬものとのした保存交付業務の範囲

三 行わぬものとのした保存交付業務の範囲

四 次の事項を記載した書面

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 申請に係るコンサルタント講習の業務を管理する者の氏名及び略歴

五 申請に係るコンサルタント講習の業務を管理する者の氏名及び略歴

(業務規程)

第二十五条の十 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習の業務の開始日の二週間前までに、次の事項を記載したコンサルタント講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書(様式第一号)に当該規程を添えて、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

一 コンサルタント講習の実施方法

二 コンサルタント講習に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 コンサルタント講習の講師の選任及び解任に関する事項

五 コンサルタント講習の講習科目及び時間に関する事項

六 コンサルタント講習の修了証の発行に関する事項

七 コンサルタント講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八 コンサルタント講習の実施に関する計画に関する事項

九 第二十五条の十二第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、コンサルタント講習の業務に関する必要な事項

2 登録コンサルタント講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書(様式第三号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十五条の十一 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、コンサルタント講習業務休廃止届出書(様式第四号)を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二十五条の十二 登録コンサルタント講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 コンサルタント講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録コンサルタント講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録コンサルタント講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等の備付け及び閲覧等

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

四 前号の書面の謄本又は抄本の請求

五 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供するとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるもののもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第二十五条の十三 厚生労働大臣は、登録コンサルタント講習機関が第二十五条の六第一項各号の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録コンサルタント講習機関に対し、これら

(改善命令)に違反していると認めるときは、その登録コンサルタント講習機関に対し、コンサルタント講習

を行なうことと又はコンサルタント講習の実施方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十五条の十五 厚生労働大臣は、登録コンサルタント講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてコンサルタント講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条の五第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第二十五条の八から第二十五条の十一まで、第二十五条の十二第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 正當な理由がないのに第二十五条の十二第一項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿)

第二十五条の十六 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習を行つたときは、コンサルタント講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、コンサルタント講習の業務の廃止(登録の取消し及び登録の失効を含む。)に至るまで保存しなければならない。

2 登録コンサルタント講習を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一 安全に関する講習又は衛生に関する講習の別

2 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習を行つたとき

一 講習科目及び時間

2 講習を行つた年月日

3 コンサルタント講習の結果

4 コンサルタント講習に関し必要な事項

5 コンサルタント講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項

6 その他コンサルタント講習に關し必要な事項

3 登録コンサルタント講習機関は、コンサルタント講習の業務の廃止をした場合(登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。)には、第一項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

(厚生労働大臣によるコンサルタント講習の実施)

第二十五条の十七 厚生労働大臣は、登録を受ける者がいないとき、第二十五条の十一の規定によるコンサルタント講習の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十五条の規定により登録を取り消し、又は登録コンサルタント講習機関に対しコンサルタント講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録コンサルタント講習機関が天災その他の事由によりコンサルタント講習の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該コンサルタント講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 登録コンサルタント講習機関は、前項に規定する場合には、次の事項を行わなければならぬ。

一 厚生労働大臣に当該コンサルタント講習の業務並びに当該コンサルタント講習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(報告の徵収)

第二十五条の十八 厚生労働大臣は、コンサルタント講習の実施のため必要な限度において、登録

コンサルタント講習機関に対し、コンサルタント講習事務又は経理の状況に關し報告させること

ができる。

(公示)
第二十五条の十九 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

登録をしたとき。

第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 コンサルタント講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 三 行うことができるコンサルタント講習 四 登録した年月日
第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一 変更前及び変更後の登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 変更する年月日
第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一 登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称 二 変更前及び変更後のコンサルタント講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 三 変更する年月日
第二十五条の十一の規定による届出があつたとき。	一 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 休止し、又は廃止するコンサルタント講習の業務の範囲 三 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日
第二十五条の十五の規定により登録を取り消し、又はコンサルタント講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一 登録コンサルタント講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間 三 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日
第二十五条の十七第一項の規定により厚生労働大臣がコンサルタント講習の業務の全部又は一部を行わぬものとするとき。	一 コンサルタント講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じたコンサルタント講習の範囲及びその期間 二 行うものとするコンサルタント講習の業務の範囲
第二十五条の十七第一項の規定により厚生労働大臣が自ら行つた年月日	一 コンサルタント講習の業務の全部又は一部を行わぬものとするとき 二 行わぬものとしたコンサルタント講習の業務の範囲

第四章の四 指定筆記試験免除講習機関

第二十五条の二十 コンサルタント則第十三条第一項の表第十一号又は第三号に掲げる者の

項の指定(以下この章において単に「指定」という。)は、同項の講習(以下この章において「筆記試験免除講習」という。)を行おうとする者(法人に限る。)の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

- 二 筆記試験免除講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
三 筆記試験免除講習の業務を開始しようとする年月日
前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四 役員の氏名及び略歴を記載した書面

五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類

(指定基準)

- 第二十五条の二十一 厚生労働大臣は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
一 職員、設備、筆記試験免除講習の業務の実施の方法その他の事項が、筆記試験免除講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
二 経理的及び技術的な基礎が、筆記試験免除講習の業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。

三 筆記試験免除講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

- イ 労働衛生一般
ロ 労働衛生関係法令
ハ 健康管理

四 筆記試験免除講習の講師が次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件	
	労働衛生一般及び健康管理	労働衛生一般
労働衛生一般	一 大学等において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後五年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後七年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの	一 大学等において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後五年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
労働衛生関係法令	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
健康管理	一 大学等を卒業した者であつて、その後一年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの	一 大学等において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後五年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

- 2 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
一 申請者が行う筆記試験免除講習の業務以外の業務により申請者が筆記試験免除講習の業務を公正に実施することができないおそれがあること。
二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
三 申請者が第二十五条の二十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

- 四 申請者の役員のうちに、第二号に該当する者があること。
- (指定)
- 第二十五条の二十一 指定を受けた者(以下この章において「指定筆記試験免除講習機関」という。)は、その名称若しくは住所又は筆記試験免除講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 変更後の指定筆記試験免除講習機関の名称若しくは住所又は筆記試験免除講習の業務を行う事務所の名称若しくは所在地
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

2 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
二 新設し、又は廃止しようとする事務所において筆記試験免除講習の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日
三 新設又は廃止の理由

(業務規程)
第二十五条の二十三 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習の業務の開始前に、次の事項を記載した筆記試験免除講習の業務の実施に関する規程(次項において「筆記試験免除講習業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 筆記試験免除講習の実施方法に関する事項
二 筆記試験免除講習に関する料金
三 前号の料金の収納の方法に関する事項
四 筆記試験免除講習の講師の選任及び解任に関する事項
五 筆記試験免除講習の講習科目及び時間に関する事項
六 筆記試験免除講習の修了証の発行に関する事項
七 筆記試験免除講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
八 前各号に掲げるもののほか、筆記試験免除講習の業務に関し必要な事項

2 指定筆記試験免除講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の筆記試験免除講習業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

(事業計画の届出等)

第二十五条の二十四 指定筆記試験免除講習機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様と

する。
2 指定筆記試験免除講習機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
(筆記試験免除講習の結果の報告)

第二十五条の二十五 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習を実施したときは、遅滞なく、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了証の番号を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(勧告)

第二十五条の二十六 厚生労働大臣は、筆記試験免除講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定筆記試験免除講習機関に対し、筆記試験免除講習の業務に関する必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第二十五条の二十七 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする筆記試験免除講習の業務の範囲
二 筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
三 筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合は、その期間
四 筆記試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由
(指定の取消し等)

第二十五条の二十八 厚生労働大臣は、指定筆記試験免除講習機関が第二十五条の二十一第二項第二号又は第四号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならぬ。
2 厚生労働大臣は、指定筆記試験免除講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて筆記試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条の二十三、第二十五条の二十四又は前条の規定に違反したとき
二 第二十五条の二十六の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき
三 第二十五条の三十一第一項の条件に違反したとき

(帳簿)
第二十五条の二十九 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を作成し、筆記試験免除講習の業務の廃止(指定の取消しを含む。)に至るまで保存しなければならない。
2 指定筆記試験免除講習機関は、筆記試験免除講習の業務を廃止した場合(指定を取り消された場合を含む。)には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。
(報告の徴収)

第二十五条の三十 厚生労働大臣は、筆記試験免除講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定筆記試験免除講習機関に対し、必要な事項を報告させることができる。
(指定の条件)

第二十五条の三十一 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(公示)
第二十五条の三十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。
2 指定をしたとき。
第二十五条の三十三 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第二十五条の三十四 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

第二十五条の三十五 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(公示)

第二十五条の三十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

第二十五条の三十七の規定による届出があつたとき。

第二十五条の三十八の規定による取消しをしたとき。

第二十五条の三十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の四十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の四十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の四十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の四十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の四十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の四十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の四十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の四十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の四十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の四十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の五十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の五十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の五十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の五十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の五十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の五十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の五十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の五十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の五十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の五十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の六十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の六十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の六十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の六十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の六十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の六十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の六十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の六十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の六十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の六十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の七十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の七十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の七十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の七十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の七十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の七十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の七十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の七十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の七十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の七十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の八十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の八十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の八十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の八十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の八十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の八十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の八十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の八十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の八十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の八十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の九十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の九十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の九十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の九十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の九十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の九十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の九十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の九十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の九十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の九十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百二十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百二十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百二十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百二十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百二十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百二十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百二十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百二十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百二十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百二十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百三十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百三十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百三十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百三十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百三十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百三十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百三十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百三十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百三十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百三十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百四十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百四十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百四十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百四十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百四十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百四十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百四十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百四十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百四十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百四十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百五十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百五十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百五十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百五十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百五十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百五十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百五十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百五十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百五十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百五十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百六十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百六十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百六十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百六十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百六十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百六十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百六十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百六十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百六十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百六十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百七十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百七十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百七十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百七十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百七十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百七十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百七十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百七十七の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百七十八の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百七十九の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百八十の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百八十一の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百八十二の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百八十三の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百八十四の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百八十五の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百八十六の規定による停止を命じた年月日

第二十五条の一百八十七の規定による停止を命じた年月日

くは一部の停止を命じたとき。

第五章 指定コンサルタント試験機関

(コンサルタント試験事務の範囲) 第二十六条 厚生労働大臣は、法第八十三条の二により指定コンサルタント試験機関にコンサルタント試験事務を行わせようとするときは、指定コンサルタント試験機関に行わせるコンサルタント試験事務の範囲を定めるものとする。

(指定の申請)

第二十七条 法第八十三条の三において準用する法第七十五条の二第二項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、名称及び住所

二、コンサルタント試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三、コンサルタント試験事務を開始しようとする年月日

2、前項の申請書には、次に掲げる書面を添えなければならない。

一、定款及び登記事項証明書

二、申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三、申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四、役員の氏名及び略歴を記載した書面

(指定コンサルタント試験機関の名称等の変更の届出)

一、申請の日を含む事業年度における財産目録及び貸借対照表

二、申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三、申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四、役員の氏名及び略歴を記載した書面

(指定コンサルタント試験機関の名称等の変更の届出)

一、申請の日を含む事業年度における財産目録及び貸借対照表

二、申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三、申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四、役員の氏名及び略歴を記載した書面

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第二十九条 指定コンサルタント試験機関は、コンサルタント試験事務を行なう事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二、新設し、又は廃止しようとする年月日

三、新設又は廃止の理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第三十条 法第八十三条の三において準用する法第七十五条の五第一項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一、学校教育法による大学において厚生労働大臣の定める科目を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者

二、学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上、国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財團法人その他これらに準ずるもの的研究機関において厚生労働大臣の定める研究の業務に従事した経験を有するもの

三、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとしてその業務に五年以上従事した経験を有する者

四、その他前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(コンサルタント試験員の選任又は解任の届出)

第三十一条 指定コンサルタント試験機関は、コンサルタント試験員を選任したときは、その日から十五日以内に、コンサルタント試験員の氏名、略歴、担当する労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験(以下「コンサルタント試験」という。)の区分(コンサルタント則第一条の試験の区分及び同令第十条の試験の区分をいう。以下同じ。)及び選任の理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

指定コンサルタント試験機関は、コンサルタント試験員の氏名について変更が生じたとき、コンサルタント試験員の担当するコンサルタント試験の区分を変更したとき、又はコンサルタント試験員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(コンサルタント試験事務規程の認可の申請)

第三十二条 指定コンサルタント試験機関は、法第八十三条の三において準用する法第七十五条の六第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、当該認可に係るコンサルタント試験事務の実施に関する規程を添えて、書面により、申請しなければならない。

(コンサルタント試験事務規程の記載事項)

第三十三条 法第八十三条の三において準用する法第七十五条の六第二項のコンサルタント試験事務の実施に関する規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一、コンサルタント試験の実施の方法に関する事項

二、手数料の収納の方法に関する事項

三、コンサルタント試験事務に関する秘密の保持に関する事項

四、コンサルタント試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五、その他コンサルタント試験事務の実施に関する必要な事項

(コンサルタント試験事務規程の変更の認可の申請)

第三十四条 指定コンサルタント試験機関は、法第八十三条の三において準用する法第七十五条の六第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、変更しようとする事項

二、変更しようとする年月日

三、変更の理由

(コンサルタント試験の結果の報告)

第三十五条 指定コンサルタント試験機関は、コンサルタント試験を実施したときは、コンサルタント試験の区分ごとに、遅滞なく、試験実施年月日、受験申請者数等を記載した書面並びに受験者の氏名、生年月日、住所及び試験の結果を記載した受験者一覧を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(コンサルタント試験事務の休廃止の許可の申請)

第三十六条 指定コンサルタント試験機関は、法第八十三条の三において準用する法第七十五条の十の規定により許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、休止し、又は廃止しようとするコンサルタント試験事務の範囲

二、コンサルタント試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三、コンサルタント試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合は、その期間

四、コンサルタント試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(コンサルタント試験事務の引継ぎ等)

第三十七条 指定コンサルタント試験機関は、法第八十三条の三において準用する法第七十五条の十一第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

		口
口	仕事に関する研修にあつては、次の表の上欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。	
研修科目	条件	
安全衛生管理に関する知識、工事計画の安全衛生に関する知識、労働災害の事例及びその防止対策及び安全衛生関係法令	一 労働安全コンサルタント試験に合格した者であつて、その試験の区分が土木又は建築であるもの 二 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後七年以上工事における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの 三 学校教育法による高等学校を卒業した者であつて、その後十年以上工事における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの	
工事用設備に関する知識及び工事用機械に関する知識	一 労働安全コンサルタント試験に合格した者であつて、その試験の区分が土木又は建築であるもの 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後十五年以上建設工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有するもの 三 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後二十年以上建設工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有するもの	

<p>第五十九条 登録計画作成参画者研修機関は、第五十五条第二項第二号又は第三号の事項を変更し（変更の届出） （業務規程）</p> <p>第五十八条 登録計画作成参画者研修機関は、第五十五条第二項第二号又は第三号の事項を変更し （業務規程）</p> <p>一 計画作成参画者研修の実施方法</p> <p>二 計画作成参画者研修に関する料金</p> <p>三 前号の料金の収納の方法に関する事項</p> <p>四 計画作成参画者研修の講師の選任及び解任に関する事項</p> <p>五 計画作成参画者研修の研修科目及び時間に関する事項</p> <p>六 計画作成参画者研修の修了証の発行に関する事項</p> <p>七 計画作成参画者研修の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項</p> <p>八 計画作成参画者研修の実施に関する計画に関する事項</p> <p>九 第六十二条第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、計画作成参画者研修の業務に關し必要な事項</p> <p>2 登録計画作成参画者研修機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。 （業務の休廃止）</p> <p>第六十条 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、計画作成参画者研修業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に届け出なければならない。 （財務諸表等の備付け及び閲覧等）</p> <p>第六十一条 登録計画作成参画者研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 （報告の徴収）</p> <p>2 計画作成参画者研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録計画作成参画者研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録計画作成参画者研修機関の定めた費用を支払わなければならぬ。</p> <p>一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>二 前号の書面の謄本又は抄本の請求</p> <p>三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したことの情報が記録されるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p>	<p>3 登録計画作成参画者研修機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第一号の三）を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>4 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修を行った者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。</p> <p>5 登録計画作成参画者研修機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した計画作成参画者研修の結果について、計画作成参画者研修実施結果報告書（様式第一号の四）を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>
---	--

口 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができ
る物をもつて調製するファイルに情報を記録したもの交付する方法
(適合命令)

第六十二条 厚生労働大臣は、登録計画作成参画者研修機関が第五十五条第一項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その登録計画作成参画者研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を探るべきことを命ずることができる。
(改善命令)

第六十三条 厚生労働大臣は、登録計画作成参画者研修機関が第五十七条第一項の規定に違反していと認めるときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて計画作成参画者研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。
一 第五十四条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
二 第五十七条から第六十条まで、第六十二条第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに第六十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により登録を受けたとき。
(帳簿)

第六十五条 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修を行つたときは、計画作成参画者研修の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、計画作成参画者研修の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。
2 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。
一 工事に関する研修又は仕事に関する研修の別
二 計画作成参画者研修の研修科目及び時間
三 計画作成参画者研修を行つた年月日
四 計画作成参画者研修の講師の氏名及びその者の資格に関する事項
五 計画作成参画者研修の結果
六 その他計画作成参画者研修に関し必要な事項

3 登録計画作成参画者研修機関は、計画作成参画者研修の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、第一項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。
(報告の徴収)

第六十六条 厚生労働大臣は、計画作成参画者研修の実施のため必要な限度において、登録計画作成参画者研修機関に対し、計画作成参画者研修事務又は經理の状況に關し報告させることができ
(公示)

第六十七条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。
一 登録計画作成参画者研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したことの情報が記録されるもの

- 一 変更後の指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称若しくは住所又は労働災害防止業務従事者講習の業務を行なう事務所の名称若しくは所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由
- 2 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習の業務を行なう事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- 二 新設し、又は廃止しようとする事務所において労働災害防止業務従事者講習の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日
- 三 新設又は廃止の理由
- (業務規程)
- 第七十二条** 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習の業務の開始前に、次の事項を記載した労働災害防止業務従事者講習の業務の実施に関する規程(次項において「労働災害防止業務従事者講習業務規程」という。)を定め、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 一 労働災害防止業務従事者講習の実施方法に関する事項
- 二 労働災害防止業務従事者講習に関する料金
- 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
- 四 労働災害防止業務従事者講習の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 労働災害防止業務従事者講習の講習科目及び時間に関する事項
- 六 労働災害防止業務従事者講習修了証の発行に関する事項
- 七 労働災害防止業務従事者講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、労働災害防止業務従事者講習の業務に関し必要な事項
- 2 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の労働災害防止業務従事者講習業務規程を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由
- (事業計画の届出等)
- 第七十三条** 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び收支決算書を作成し、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- 第七十四条** 指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習を実施したときは、総括安全衛生管理者等に対する講習、安全管理者等に対する講習又は統括安全衛生責任者等に対する講習ごとに、遅滞なく、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び労働災害防止業務従事者講習修了証の番号を、法第九十九条の二第一項の指示を行なった都道府県労働局長に提出しなければならない。(勧告)
- 第七十五条 都道府県労働局長は、労働災害防止業務従事者講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定労働災害防止業務従事者講習機関に対し、労働災害防止業務従事者講習の業務に関し必要な措置を探るべきことを勧告することができる。

		(業務の休廃止)	
第七十六条	指定労働災害防止業務従事者講習機関は、労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。	一 休止し、又は廃止しようとする労働災害防止業務従事者講習の業務の範囲	二 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
第七十七条	都道府県労働局長は、指定労働災害防止業務従事者講習機関が第六十九条第二項第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。	三 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合は、その期間	一 休止し、又は廃止しようとする労働災害防止業務従事者講習の業務の範囲
第七十八条	都道府県労働局長は、指定労働災害防止業務従事者講習機関が第六十九条第二項第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。	二 第七十一条、第七十二条、第七十三条又は前条の規定に違反したとき。	二 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由
第七十九条	都道府県労働局長は、労働災害防止業務従事者講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定労働災害防止業務従事者講習機関に対し、必要な事項を報告させることができる。(報告の徵収)	三 第八十一条第一項の条件に違反したとき。	三 新設又は廃止の理由
第八十条	指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。	四 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由	四 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由
2	前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かしこうして、当該指定を受けた者に不當な義務を課することとなるものであつてはならない。	五 (公示)	五 (指定の条件)
第八十一条	都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。	一 指定をしたとき。	一 指定をしたとき。
	該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。	二 行うことができる労働災害防止業務従事者講習	二 行うことができる労働災害防止業務従事者講習
	三 指定した年月日	三 指定した年月日	三 指定した年月日
	第七十六条の規定による届出があつたとき。	一 労働災害防止業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地	一 労働災害防止業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地
	二 休止し、又は廃止する労働災害防止業務従事者講習の業務の範囲	二 休止し、又は廃止する労働災害防止業務従事者講習の業務の範囲	二 休止し、又は廃止する労働災害防止業務従事者講習の業務の範囲
	三 休止し、又は廃止する年月日	三 休止し、又は廃止する年月日	三 休止し、又は廃止する年月日
	四 場合にあつては、その期間	四 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする	四 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする

第七十七条第一項の規定による取消しをしたとき。	一 指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地 二 指定を取り消した年月日
第七十七条第二項の規定により指定を取り消し、又は労働災害防止業務従事者講習の業務の全部若しくし、又は労働災害防止は一部の停止を命じた年月日	一 指定労働災害防止業務従事者講習機関の名称及び事務所の所在地 二 指定を取り消し、又は労働災害防止業務従事者講習の業務の全部若しくし、又は労働災害防止は一部の停止を命じた年月日
業務従事者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	三 労働災害防止業務従事者講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた労働災害防止業務従事者講習の業務の範囲及びその期間

(指定) 第九章 指定就業制限業務從事者講習機關

第九章

指定就業制限業務従事者講習機関

第八十二条 法第九十九条の三第一項の指定（以下この章において単に「指定」という。）は、次
の各号に掲げる者の区分ごとに定める同項の講習を行なうとする者（法人を限る。）の申請ご
とん。

の各号に掲げてあるの國分は所に所に定めを同様の語言を行ふ。」
（源氏物語）

二 一
令第二十条第六号の業務に就くことができる者
（第二十一条第一項の規定による者）
クレーン運転士等に対する講習
多助元一（豊云二等に付）
春日井

三二合第二十条第七号の業務に就くことができる者
令第二十条第十二号の業務に就くことができる者 移動式クレーン運転士等に対する講習
車両系建設機械運転業務従事者に対する

講習

四 令第二十条第十六号の業務に就くことができる者 玉掛業務從事者に対する講習
二 指定を受けようとする者は、次の事項を記載して申請書を提出し、当該者並びに重云士等に付す

2
打定を受けていた者に次の事項を説明した。即ち、講習会の開催場所、運転手等の如きの選定方法、運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又

は玉掛業務従事者に対する講習（以下この章において「就業制限業務従事者講習」という。）を実施する。この講習は、玉掛業務従事者に対する就業制限の実態調査結果に基づいて、玉掛業務従事者の就業制限の実態を把握するためのものである。

行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。」

一、名称及び住所

二 就業制限業務従事者講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
フ／＼重云ニ等ニ付十ら講習、多功代フ／＼重云ニ等ニ付十ら講習、
亘河系建設幾成重

車両系複説機械道
久留米運転士等に対する講習
移動式久留米運転士等に対する講習

四 就業制限業務従事者講習を開始しようとする年月日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 定期二回毎年行なはる事業の財産目録
申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び收支予算書

五四 従員の氏名及び略歴を記載した書面

(指定基準)

第八十三条 都道府県労働局長は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合して、ると認めるときでなければ、指定をしてはならぬ。

各号に適合していふと認めざるときは、別定を以て行かねば
一 職員、設備、就業制限業務従事者講習の業務の実施の方法その他の事項が、就業制限業務從

事者講習の適正かつ確実な実施に適合したものである」と。

二 経理的及び技術的な基礎が就業制限業務従事者講習の業務の適正化へ確実な実施に足るものである。

三 就業制限業務従事者講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところによ

り行わるものであること。
イ 犹美利根業務機械等の
　　~~講習~~

就業制限業務機械等の構造

八 就業制限業務機械等の保守管理

二 就業制限業務機械等に係る作業の方法
ホ 安全衛生関係法令

四 ハ 労働災害の事例及びその防止対策

イ 一 就業制限業務従事者講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。
イ 労働安全コンサルタント試験に合格した者

ロ 学校教育法における大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後七年以上の産業安全の実務に従事した経験を有するもの

ハ 学校教育法における高等学校を卒業した者であつて、その後十年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

ハ 都道府県労働局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が行う就業制限業務従事者講習の業務以外の業務により申請者が就業制限業務従事者講習の業務を公正に実施することができないおそれがあること。

二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 申請者が第九十九条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、第二号に該当する者があること。

(実施義務)

第八十四条 指定を受けた者（以下この章において「指定就業制限業務従事者講習機関」という。）は、都道府県労働局長から就業制限業務従事者講習を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、就業制限業務従事者講習を行わなければならない。
二 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習を行わなければならない。
ク、就業制限業務従事者講習修了証（様式第十一号）を交付しなければならない。
(変更の届出)

<p>四 就業制限業務従事者講習の講師の選任及び解任に関する事項</p> <p>五 就業制限業務従事者講習の講習科目及び時間に関する事項</p> <p>六 就業制限業務従事者講習修了証の発行に関する事項</p> <p>七 就業制限業務従事者講習の業務に関する事項</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、就業制限業務従事者講習の業務に関する事項</p>
<p>2 指定就業制限業務従事者講習修了証の番号を記載した申請書に変更後の就業制限業務従事者講習業務規程を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。</p> <p>一 変更しようとする事項</p> <p>二 変更しようとする年月日</p>
<p>三 変更の理由</p> <p>(事業計画の届出等)</p>
<p>四 就業制限業務従事者講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定就業制限業務従事者講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び收支決算書を作成し、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。</p> <p>(就業制限業務従事者講習の結果の報告)</p>
<p>五 就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習を実施したときは、クレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛け業務従事者に対する講習ごとに、遅滞なく、修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び就業制限業務従事者講習修了証の番号を、法第九十九条の三第一項の指示を行つた都道府県労働局長に提出しなければならない。</p> <p>(勧告)</p> <p>第六十九条 都道府県労働局長は、就業制限業務従事者講習の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定就業制限業務従事者講習の業務に關し必要な措置を探るべきことを勧告することができる。</p> <p>(業務の休廃止)</p> <p>第七十条 指定就業制限業務従事者講習機関は、就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。</p> <p>一 休止し、又は廃止しようとする就業制限業務従事者講習の業務の範囲</p> <p>二 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日</p> <p>三 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p> <p>四 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第五十一条 都道府県労働局長は、指定就業制限業務従事者講習機関が第八十三条第二項第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 都道府県労働局長は、指定就業制限業務従事者講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて就業制限業務従事者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。</p> <p>一 第八十四条、第八十六条、第八十七条又は前条の規定に違反したとき。</p> <p>二 第八十九条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。</p> <p>三 第九十四条第一項の条件に違反したとき。</p>

<p>四 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第五十一条 都道府県労働局長は、指定就業制限業務従事者講習機関が第八十三条第二項第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 都道府県労働局長は、指定就業制限業務従事者講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて就業制限業務従事者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。</p> <p>一 第八十四条、第八十六条、第八十七条又は前条の規定に違反したとき。</p> <p>二 第八十九条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。</p> <p>三 第九十四条第一項の条件に違反したとき。</p>
<p>四 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由</p> <p>(指定)</p> <p>第五十六条 電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。)第九条第二項(電離則第六十二条において準用する場合を含む。第九十八条第一項及び第一百五条において同じ。)、第五十七条及び第六十二条の一(電離則第六十二条において準用する場合を含む。第九十八条第一項及び第一百五条において同じ。)の指定(以下この章において単に「指定」という。)については、電離則第九条第二項の記録(以下この章において単に「記録」という。)並びに電離則第五十七条の電離放射線健康診断個人票及び緊急時電離放射線健康診断個人票(第九十八条第一項において「電離放射線健康診断個人票等」という。)の保存に関する業務(以下この章において「記録保存業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 名称及び住所</p>
<p>四 就業制限業務従事者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由</p> <p>(指定)</p> <p>第五十六条 電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。)第九条第二項(電離則第六十二条において準用する場合を含む。第九十八条第一項及び第一百五条において同じ。)、第五十七条及び第六十二条の一(電離則第六十二条において準用する場合を含む。第九十八条第一項及び第一百五条において同じ。)の指定(以下この章において単に「指定」という。)については、電離則第九条第二項の記録(以下この章において単に「記録」という。)並びに電離則第五十七条の電離放射線健康診断個人票及び緊急時電離放射線健康診断個人票(第九十八条第一項において「電離放射線健康診断個人票等」という。)の保存に関する業務(以下この章において「記録保存業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 名称及び住所</p>

<p>指定を取り消し、若しくは指定記録保存機関に対し記録保存業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定記録保存機関が天災その他の事由により記録保存業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、当該記録保存業務の全部又は一部を自ら行うものとする。</p> <p>2 指定記録保存機関は、前項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 厚生労働大臣に当該記録保存業務並びに当該記録保存業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。 二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項 <p>(公示)</p> <p>第一百九条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。</p> <p>指定をしたとき。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="476 168 1159 482">第百三条の規定による届出があつたとき。</th><th data-bbox="476 482 1159 1111">指定記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定記録保存業務の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="476 168 889 482">第一項の規定による取消しをしたとき。</td><td data-bbox="476 482 889 1111"> <p>一 記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定記録保存機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>二 指定した年月日</p> <p>三 休止し、又は廃止する年月日</p> <p>四 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="889 168 1159 482">第二項の規定により指定を取り消し、又は記録保存業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</td><td data-bbox="889 482 1159 1111"> <p>一 記録保存機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>二 指定を取り消した年月日</p> <p>三 休止し、又は廃止する記録保存業務の範囲</p> <p>四 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1159 168 1473 482">第三項の規定により停止を命じたとき。</td><td data-bbox="1159 482 1473 1111"> <p>一 記録保存機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>二 指定を取り消した年月日</p> <p>三 休止し、又は廃止する記録保存業務の範囲</p> <p>四 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1473 168 1473 482">第四項の規定により停止を命じたとき。</td><td data-bbox="1473 482 1473 1111"></td></tr> </tbody> </table>	第百三条の規定による届出があつたとき。	指定記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定記録保存業務の範囲	第一項の規定による取消しをしたとき。	<p>一 記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定記録保存機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>二 指定した年月日</p> <p>三 休止し、又は廃止する年月日</p> <p>四 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p>	第二項の規定により指定を取り消し、又は記録保存業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	<p>一 記録保存機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>二 指定を取り消した年月日</p> <p>三 休止し、又は廃止する記録保存業務の範囲</p> <p>四 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p>	第三項の規定により停止を命じたとき。	<p>一 記録保存機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>二 指定を取り消した年月日</p> <p>三 休止し、又は廃止する記録保存業務の範囲</p> <p>四 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p>	第四項の規定により停止を命じたとき。	
第百三条の規定による届出があつたとき。	指定記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定記録保存業務の範囲									
第一項の規定による取消しをしたとき。	<p>一 記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定記録保存機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>二 指定した年月日</p> <p>三 休止し、又は廃止する年月日</p> <p>四 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p>									
第二項の規定により指定を取り消し、又は記録保存業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	<p>一 記録保存機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>二 指定を取り消した年月日</p> <p>三 休止し、又は廃止する記録保存業務の範囲</p> <p>四 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p>									
第三項の規定により停止を命じたとき。	<p>一 記録保存機関の名称及び事務所の所在地</p> <p>二 指定を取り消した年月日</p> <p>三 休止し、又は廃止する記録保存業務の範囲</p> <p>四 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p>									
第四項の規定により停止を命じたとき。										
<p>第十一章 指定除染等業務記録保存機関</p> <p>(指定)</p> <p>第一百十条 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染則」という。)第六条第二項、第二十一条、第二十五条の五第二項、第二十五条の九、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の指定(以下この章において単に「指定」という。)については、除染則第六条第二項、第二十五条の五第二項及び第二十五条の九の記録(以下この章において単に「記録保存業務」といふ。)を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 名称及び住所 	<p>二 記録保存業務を行おうとする事務所の名称及び所在地</p> <p>三 記録保存業務を開始しようとする年月日</p> <p>三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 定款及び登記事項証明書 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書 四 役員の氏名及び略歴を記載した書面 五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類 									
<p>第一百十二条 指定を受けた者(以下この章において「指定除染等業務記録保存機関」という。)は、事業者が、除染則第六条第二項、第二十一条、第二十五条の五第二項、第二十五条の九、第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定により記録又は除染等電離放射線健康診断個人票(次項及び第二十九条において「記録等」という。)を引き渡そうとするときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、これに応じなければならない。</p> <p>2 指定除染等業務記録保存機関は、前項の規定により事業者から引き渡された記録等について、当該事業者又は当該記録等に係る者から照会があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該照会に對して速やかに回答しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第一百十三条 指定除染等業務記録保存機関は、その名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 変更後の指定除染等業務記録保存機関の名称若しくは住所又は記録保存業務を行う事務所の名称若しくは所在地</p> <p>二 変更しようとする年月日</p> <p>(業務規程)</p> <p>第一百十四条 指定除染等業務記録保存機関は、記録保存業務の開始前に、次の事項を記載した記録保存業務の実施に関する規程(次項において「記録保存業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 記録保存業務の実施方法に関する事項 二 記録保存業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 	<p>二 記録保存業務を行おうとする事務所の名称及び所在地</p> <p>三 記録保存業務を開始しようとする年月日</p> <p>三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 定款及び登記事項証明書 二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書 四 役員の氏名及び略歴を記載した書面 五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類 <p>(指定基準)</p> <p>第一百十一条 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 経理的及び技術的な基礎が、記録保存業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。 二 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。 <p>一 申請者が、一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。</p> <p>二 申請者が行う記録保存業務以外の業務により申請者が記録保存業務を公正に実施することができないおそれがあること。</p> <p>三 申請者が法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。</p> <p>四 申請者が第二百八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。</p> <p>五 申請者の役員のうちに、第三号に該当する者があること。</p> <p>(実施義務)</p>									

- 三 前二号に掲げるもののほか、記録保存業務に関する必要な事項
指定除染等業務記録保存機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の記録保存業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由

(事業報告書等の提出)

三 前二号に掲げるもののほか、記録保存業務に関し必要な事項

2 指定除染等業務記録保存機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の記録保存業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

(事業報告書等の提出)
第一回
麥月の現状

第一百五条 指定陳述等業務記録保存期間は、毎事業年度終過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(勸告)

第一百六条 厚生労働大臣は、記録保存業務の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定余染等業務記録保存機関に對し、記録保存業務に關する必要な措置を採るべきニハを勧告する。

言金仕不善承に間り少弐が持出を挙げて、御詔勅

(業務の休廃止)

第一百七十七条 指定除染等業務記録保存機関は、記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労

勵大臣に届け出なければならない。

二 一
休止し、又は廃止しようとする記録保存業務の範囲
記録保存業務の全部又は一部を本上へ、又は廃止しよう二千零年四月一日

三二 計録保存業務の全部又は一部を停止し又は廃止しよシとする年月日記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

四 記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

第一百八十二条 雇主労動大臣は、指定染色等業務記録保存機関が第一百一一条第二項第三号又は第五号（指定の取消し等）

第百一十八条 周公が傳し目には、指定防護等委員會金保有権に第百一十九条第一項第一号の規定に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

はその指定を取り消し
又に期間を定めて記録保存業務の全部若しくは一部の停止を命ずる(二
とができる。

一 第百十二条、第一百十四条、第一百十五条又は前条の規定に違反したとき。

二 第百十六条の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないこと。二

三 第百二十一条第一項の条件に違反したとき。
と読みられるとき。

(帳簿)

第一百十九条 指定除染等業務記録保存機関は、除染則第六条第二項、第二十一条、第二十五条の五、第二項、第二十五条の九、第二十七条规定により事業者から記録等が引き渡されたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、記録保存業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

- 一　当該記録等を指定除染等業務記録保存機関に引き渡した者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 二　当該記録等が引き渡された年月日
- 三　当該記録等を保存する場所

第百一十一条 厚生労働大臣は、記録保存業務の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは（報告の徵収）

は、指定除染等業務記録保存機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

(指定の条件) 皆三二よ、おはこ付く、文部省といひ小学校へ、いがくへ。

第一百一十二条 指定には条件を付し及びこれを変更することができる。

つ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

		(厚生労働大臣による記録保存業務の実施)
第一百二十二条	厚生労働大臣は、指定を受ける者がいない場合、指定除染等業務記録保存機関が第百七十七条の規定により記録保存業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止した場合、第百八十八条の規定により指定を取り消し、若しくは指定除染等業務記録保存機関に対し記録保存業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定除染等業務記録保存機関が天災その他の事由により記録保存業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、当該記録保存業務の全部又は一部を自ら行うものとする。	2 一 指定除染等業務記録保存機関は、前項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。 二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項
(公示)	第一百二十三条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。	二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項
	第一百二十七条の規定による届出があつたとき。	二 指定をしたとき。
	第一百八十八条第一項の規定による取扱いをしたとき。	一 指定除染等業務記録保存機関の名称及び事務所の所在地 二 指定した年月日
	第一百八十八条第二項の規定により指定を取り消し、又は記録保存業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一 記録保存業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定除染等業務記録保存機関の名称及び事務所の所在地 二 休止し、又は廃止する記録保存業務の範囲 三 休止し、又は廃止する年月日 四 記録保存業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
	第一百二十二条第一項の規定により一部又は一部を自ら行うものとするとき。	一 指定除染等業務記録保存機関の名称及び事務所の所在地 二 指定を取り消した年月日 三 記録保存業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、その期間
	第一百二十二条第一項の規定により一部又は一部を行わぬものとした記録保存業務の範囲	一 記録保存業務の全部又は一部を行うものとした年月日 二 行わないものとした記録保存業務の範囲
ないものとするとき。	第一百二十二条第一項の規定により一部又は一部を行わぬものとした年月日	
厚生労働大臣が自ら行つていた記録保存業務の全部又は一部を行わぬものとした記録保存業務の範囲	二 行わないものとした記録保存業務の範囲	

(指定教習機関に関する経過措置)

第六条 昭和四十九年五月二十五日前に改正前の検査代行機関、検定代行機関及び指定教習機関規則第二十一条第十二条の第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習に係る指定教習機関として指定を受けた者は、改正後の同規則第二十条第十三条号の普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習に係る指定教習機関として指定を受けた者とみなす。

附 則 (昭和五〇年三月六日労働省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中機械等検定規則第一条第一項の改正規定(「現品」の下に「及び第三条第一項の製造検査設備等」を加える部分に限る)、同規則第二条の改正規定(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)以下「令」という)第十三条第二十三条号及び第二十四条号に係る部分に限る)、同規則第三条の改正規定(同規則第四条第二項第二号の次に「一号を加える改正規定、同規則第五条第三号の改正規定(令第十三条第二十三号及び第二十四号に係る部分に限る)、同規則第十二条の改正規定、同規則様式第一号の四の改正規定(様式第一号の4(第4条関係)に改める部分を除く)、同規則様式第二号の改正規定(様式第二号の四及び様式第二号の五を加える部分に限る)及び同規則様式第八号の改正規定(様式第八号)を「様式第八号(第10条関係)」に改める部分を除く)、第二条の規定、第三条中検査代行機関、検定代行機関及び指定教習機関規則第十一条に七号を加える改正規定(第十三号及び第十四号を加える部分に限る)及び同規則第二十条の改正規定並びに次条の規定(令第十三条第二号に掲げる急停止装置のうち電気的制動方式のものに係る部分を除く)並びに附則第三条第二項、第六条及び第七条の規定)昭和五十年十月一日

二 第一条中機械等検定規則第一条第一項の改正規定(令第十三条第三十九号に係る部分に限る)、同規則第四条に一項を加える改正規定(同項の表中令第十三条第三十九号に掲げる機械等の項に係る部分に限る)、同規則第五条第一号の改正規定(令第十三条第三十九号に係る部分に限る)、同規則第七条第一項の改正規定(令第十三条第三十九号に係る部分に限る)、同規則様式第一号の一の改正規定(保護帽に係る部分に限る)及び同規則様式第五号の一の改正規定(保護帽に係る部分に限る)並びに第三条中検査代行機関、検定代行機関及び指定教習機関規則第十一条に七号を加える改正規定(第十五号を加える部分に限る)昭和五十年

第一 条

(この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月二〇日労働省令第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五七年五月二〇日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月二一五一日労働省令第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五七年五月二一五一日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月二一五一日労働省令第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五七年五月二一五一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一月三一日労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五九年一月三一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一月三一日労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五九年一月三一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年九月三〇日労働省令第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六〇年九月三〇日から施行する。

附 則 (昭和六一年九月一一日労働省令第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六一年九月一一日から施行する。

附 則 (昭和六一年九月一一日労働省令第一四号) 抄

(施行期日)

(労働安全衛生法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の日前に中央労働災害防止協会が実施した動力プレス機械点検整備コースを修了した者は、第十九条の二十二第一項第一号の規定の適用については、同号の厚生労働大臣が定める研修を修了した者とみなす。

附 則 (昭和五三年八月七月労働省令第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年九月三十日労働省令第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年二月一五一日労働省令第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五六年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月二〇日労働省令第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五七年五月二〇日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月二一五一日労働省令第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五七年五月二一五一日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月二一五一日労働省令第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五九年一月三一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一月三一日労働省令第一号) 抄

(施行期日)

三 旧機関則第二十条第十五号の特定 化学物質等作業主任者技能講習（二）の項目に掲げるものを除く。）		四 旧機関則第二十条第十七号の四アルキル鉛等作業主任者技能講習（二）の項目に掲げるものを除く。）
新機関則第二十条第十五号の特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	新機関則第二十条第十五号の特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	新機関則第二十条第十五号の特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
者技能講習	者技能講習	者技能講習
同条第十八号の石綿作業主任	同条第十八号の石綿作業主任	同条第十八号の石綿作業主任
期間	期間	期間
2 施行日前に旧機関則第二十条第五号の地山の掘削作業主任者技能講習に係る登録教習機関として登録を受けた登録を受けた者（前項の表一の項の上欄に掲げる講習に係る登録教習機関として登録を受けた者を除く。）は、施行日の前日までに、当該者が改正法第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下「新法」という。）別表第十八第五号に掲げる地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長に、新法別表第二十条第四号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上である旨を届け出たときは、施行日において新機関則第二十条第五号の地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習に係る登録教習機関として登録を受けた者とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に係る当該登録の有効期間は、令第二十三条の二の規定にかかわらず、施行日における旧機関則第二十条第五号の地山の掘削作業主任者技能講習に係る登録教習機関として受けた登録の有効期間の残存期間と同一の期間とする。 （罰則の適用に関する経過措置）	2 施行日前に旧機関則第二十条第五号の施行日における上欄に掲げる講習に係る登録教習機関として登録を受けた登録を受けた者（前項の表一の項の上欄に掲げる講習に係る登録教習機関として登録を受けた者を除く。）は、施行日の前日までに、当該者が改正法第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下「新法」という。）別表第十八第五号に掲げる地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長に、新法別表第二十条第四号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上である旨を届け出たときは、施行日において新機関則第二十条第五号の地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習に係る登録教習機関として登録を受けた者とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に係る当該登録の有効期間は、令第二十三条の二の規定にかかわらず、施行日における旧機関則第二十条第五号の地山の掘削作業主任者技能講習に係る登録教習機関として受けた登録の有効期間の残存期間と同一の期間とする。 （罰則の適用に関する経過措置）	
附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五五号) 抄 (施行期日)
第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十一月一日）から施行する。	第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。 （助教授の在職に関する経過措置）	第一条 この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。 （経過措置）
第二条 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十一月一日）から施行する。	第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。 一から七まで 略	第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。 一から七まで 略
八 登録製造時等検査機関等に関する規則第三十条第一号及び別表 (施行期日)	八 登録製造時等検査機関等に関する規則第三十条第一号及び別表 (施行期日)	八 登録製造時等検査機関等に関する規則第三十条第一号及び別表 (施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。	第一条 この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。	第一条 この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。
附 則 (平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五五号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五五号) 抄 (施行期日)	附 則 (平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五五号) 抄 (施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。	第一条 この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。	第一条 この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。
第二条 この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる講習を行っている者又は同欄に掲げる指定を受けている者は、この省令の施行の日の翌日から起算して六月を経過する日までの間は、同表の中欄に掲げる登録を受けている者とみなす。この場合において、同表の下欄に掲げる規定は適用しない。	第二条 この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる講習を行っている者又は同欄に掲げる指定を受けている者は、この省令の施行の日の翌日から起算して六月を経過する日までの間は、同表の中欄に掲げる登録を受けている者とみなす。この場合において、同表の下欄に掲げる規定は適用しない。	第二条 この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる講習を行っている者又は同欄に掲げる指定を受けている者は、この省令の施行の日の翌日から起算して六月を経過する日までの間は、同表の中欄に掲げる登録を受けている者とみなす。この場合において、同表の下欄に掲げる規定は適用しない。
（安全衛生推進者等の選任に関する基準の一一生規則（昭和四十七年労働省令第三十二条の二の五第一部を改正する件）による改正前の安全衛生号。以下「新安衛則」という。）第十二条一項から第三	（安全衛生推進者等の選任に関する基準の一一生規則（昭和四十七年労働省令第三十二条の二の五第一部を改正する件）による改正前の安全衛生号。以下「新安衛則」という。）第十二条一項から第三	（安全衛生推進者等の選任に関する基準の一一生規則（昭和四十七年労働省令第三十二条の二の五第一部を改正する件）による改正前の安全衛生号。以下「新安衛則」という。）第十二条一項から第三
登録省令第一	登録省令第一	登録省令第一

新安衛則別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事）	新安衛則別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事	新安衛則第十二条の三第一項の登録	新安衛則第十二条の三第一項の登録	新安衛則第十二条の三第一項の登録
旧研修告示第一条第三号の指定	旧研修告示第二条第二号において準用する	新安衛則別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事）	新安衛則別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事	新安衛則第十二条の三第一項の登録
旧研修告示第二条第二号の指定	旧研修告示第一条第三号の指定	新安衛則別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事）	新安衛則別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事	新安衛則第十二条の三第一項の登録
新安衛則第十四条第二項第一号の指定	新安衛則第十四条第二項第一号の指定	新安衛則第十四条第二項第一号の指定	新安衛則第十四条第二項第一号の指定	新安衛則第十四条第二項第一号の指定

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年九月二〇日厚生労働省令第一四九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中ボイラー及び圧力容器安全規則第二百二条、第三百三条及び第一百十一条の改正規定並びに第二条中労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十一条の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 第二条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第一条の二の四十四の二第一項の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、同条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 新登録省令第一条の十二第一項の指定を受けようとする者は、この省令の施行前においても、

同条第二項の規定の例により、その申請を行なうことができる。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に提出されている第二条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（次項において「旧登録省令」という。）に定める様式による申請書は、新登録省令に定める相当様式による申請書とみなす。

2 この省令の施行の際現に存する旧登録省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、

必要な改定をした上、使用することができる。

附 則（平成二九年三月一〇日厚生労働省令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則（平成三〇年二月一六日厚生労働省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年六月一八日厚生労働省令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年九月一三日厚生労働省令第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正後の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和五年三月二七日厚生労働省令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（型式検定機関の登録の申請に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に第七条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（次項において「旧登録省令」という。）第一条の十二第一項の表検定則第六条第二項の指定の項の中欄に規定する令第十四条の二第十三号に規定する電動ファン付き呼吸用保護具の区分について機械等検定規則第六条第二項の指定を受けている者は、

この省令の施行の際に第七条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第一条の十二第一項の表検定則第六条第二項の指定の項の中欄に規定する令第十四条の二第十三号に規定する防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の区分について機械等検定規則第六条第二項の指定を受けたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に旧登録省令第十九条の三第十三号に規定する区分について登録型式検定機関の登録を受けている者は、この省令の施行の際に新登録省令第十九条の三第十三号に規定する区分について登録型式検定機関の登録を受けたものとみなす。

第四条 新登録省令第一条の十二第一項の表検定則第六条第二項の指定の項の中欄に規定する令第十四条の二第十四号に規定する防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の区分について機械等検定規則第六条第二項の指定を受けようとする者は、この省令の施行前においても、新登録省令第一条の十二第二項の規定の例により、その申請を行なうことができる。

2 新登録省令第十九条の三第十四号に規定する区分について登録型式検定機関の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、新登録省令第十九条の四の規定の例により、その申請を行なうことができる。

附 則（令和五年四月三日厚生労働省令第六六号）

（施行期日）

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（登録教習機関に関する経過措置）

2 第四条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第二十条第十五号の二に掲げる区分について、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五五七号）第十四条の登録（次項において単に「登録」という。）

様式第1号（第1条の2、第1条の2の2の16、第1条の2の44の21、第19条の2の5、第19条の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係）

様式第1号（第1条の2、第1条の2の2の16、第1条の2の44の17、第19条の24の2、第19条の24の2の16、第19条の24の17、第19条の24の32、第21条、第25条の4、第53条関係）

登録 [] 機関登録申請書

登録番号	
登録年月日	年月日
申請者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
申請者の住所	電話()
事務所の名称及び所在地	
登録を受けようとする区分	
講習、較正、教習又は研修を行う予定場所	

年月日

申請者

取入印紙

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

1 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「個人ばく露測定講習」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。

2 この届出書は、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

3 登録番号及び登録年月日の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。

4 登録を受けようとする区分の欄は、安全衛生推進者等養成講習にあっては、安全衛生推進者等養成講習又は衛生推進者等養成講習の別を、検査業者検査員研修にあっては、デザイン等講習又はサンプリング講習の別を、登録個人ばく露測定講習にあっては、登録安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の24の2第1項の表の下欄に掲げる研修の別を、教習にあっては同令第20条各号の区分を、コンサルタント講習にあっては安全に関する講習又は衛生に関する講習の別を、計画作成参画者研修にあっては工事に関する研修又は仕事に関する研修の別を記入すること。

5 登録教習機関の登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けること。

6 登録教習機関の登録の更新の申請を行う場合には、手数料額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。また、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

7 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第1号の2（第1条の2の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2の5、第19条の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係）

様式第1号の2（第1条の2の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2の5、第19条の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係）

実施計画届出書

登録番号	
届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	電話()
事業年度	年月日～年月日

年月日

届出者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

この届出書は、登録検査業者検査員研修機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関及び登録ボイラー実技講習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

様式第1号の3（第1条の2の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2の2の5、第19条の24の21、第19条の24の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係）

様式第1号の3（第1条の2の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2の2の5、第19条の24の21、第19条の24の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係）

実施計画変更届出書

登録番号	
届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	電話（ ）
変更事項	変更前
変更事項	変更後
変更しようとする年月日	
変更の理由	
年月日	

届出者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

1 この届出書は、登録検査業者検査員研修機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関及び登録ボイラー実技講習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

2 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第1号の4（第1条の2の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2の2の5、第19条の24の21、第19条の24の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係）

様式第1号の4（第1条の2の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2の2の5、第19条の24の21、第19条の24の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係）

（ ） 実施結果報告書

登録番号		登録年月日	
報告者の氏名又は名称及び法人 にあっては、その代表者の氏名			
報告者の住所	電話		
報告対象期間	年月日から	年月日まで	
講習・研修の名称	実施期日	実施場所	受講者数 修了者数
年月日			

報告者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

1 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「個人ばく露測定講習」、「検査業者検査員研修」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。

2 この報告書は、登録検査業者検査員研修機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関及び登録ボイラー実技講習機関にあっては登録を受けた都道府県労働局長に提出すること。

3 「講習・研修の名称」欄には、「安全衛生推進者等養成講習」にあっては「安全衛生推進者等養成講習」又は「衛生推進者養成講習」を、個人ばく露測定講習にあっては、「デザイン等講習」又は「サンプリング講習」を、コンサルタント講習にあっては「安全に関する講習」又は「衛生に関する講習」を、検査業者検査員研修にあっては、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労省令第44号）第19条の24の2第1項の表の下欄に掲げる研修の別名、計画作成参画者研修にあっては「工事に関する研修」又は「仕事に関する研修」を分けて記入すること。

4 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第1号の5（第1条の2の2の5、第1条の2の6、第1条の2の44の7、第1条の2の44の22、第1条の5の2、第5条の2、第14条の2、第19条の6の2、第19条の24の2の6、第19条の24の7、第19条の24の22、第19条の24の37、第22条の2、第25条の9、第58条関係）

様式第1号の5（第1条の2の2の5、第1条の2の6、第1条の2の44の7、第1条の2の44の22、第1条の5の2、第5条の2、第14条の2、第19条の6の2、第19条の24の2の6、第19条の24の7、第19条の24の22、第19条の24の37、第22条の2、第25条の9、第58条関係）

登録〔 機関登録事項変更届出書

登録番号	
届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
届出者住所	電話()
変更事項 変更前	
変更後	
変更しようとする日	
変更の理由	

年月日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長

備考

- 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「適合性証明」、「個人ばく露測定講習」、「製造時等検査」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局に提出すること。
- 法人の代表者の氏名を変更する場合にあっては、変更後の代表者の略歴を記載した書面を添付すること。
- この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第2号（第1条の2の2の6、第1条の2の7、第1条の2の44の8、第1条の2の4の23、第1条の6、第6条、第15条、第19条の7、第19条の24の2の7、第19条の24の8、第19条の24の23、第19条の24の38、第23条、第25条の10、第59条関係）

業務規程届出書

登録番号	
届出者の氏名又は名称	
届出者住所	電話()
業務開始予定期年月日	

年月日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長

備考

この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機間にあつては都道府県労働局に提出すること。

様式第3号（第一条の2の2の6、第一条の2の7、第一条の2の44の8、第一条の2の44の23、第一条の6、第六条、第15条、第19条の7、第19条の24の2の7、第19条の24の8、第19条の24の23、第19条の24の38、第23条、第25条の10、第59条関係）

様式第3号（第1条の2の2の6、第1条の2の7、第1条の2の44の8、第1条の2の4
4の23、第1条の6、第6条、第15条、第19条の7、第19条の24の2の7、第19条の24の
8、第19条の24の23、第19条の24の38、第23条、第25条の10、第59条関係）

業務規程変更届出書

登録番号	
届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	電話()
変更事項	変更前
	変更後
変更しようとする年月日	
変更の理由	

年 月 日

届出者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査委員会検査委員会検査機関、登録修正校正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参考者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者養成講習機関、登録大臣にばく露測定講習機関、登録審査実技試験官講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局に提出すること。
 - 2 この届出書に記載しない事項については、別紙に記載して添付すること。

2 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

の9、第19条の24の24、第19条の24の39、第23条の2、第25条の11、第60条
関係 (第1条の2の44の2、第1条の3、第3条、第12条、第19条の4関係)
様式第4号の2 (第1条の2の44の2、第1条の3、第3条、第12条、第19条の4関係)
様式第4号の2 (第1条の2の44の2、第1条の3、第3条、第12条、第19条の4関係)

様式第4号 (第1条の2の2の7、第1条の2の8、第1条の2の44の9、第1条の2の4の24、第1条の7、第7条、第16条、第19条の8、第19条の24の2の8、第19条の24の9、第19条の24の39、第19条の24の39、第23条の2、第25条の11、第60条関係)

[] 業務休廃止届出書

1 登録番号	
2 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
3 届出者の住所	電話 ()
4 (休止・廃止)しようとする業務の範囲	
5 (休止・廃止)年月日	
6 休止の期間	
7 (休止・廃止)の理由	

年 月 日

届出者

厚生労働大臣 厳
都道府県労働局長

備考

- 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「適合性証明」、「個人ばく露測定講習」「製造時等検査」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発砲実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録校正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発砲実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 4、5及び7の欄中()内は、該当しない文字を抹消すること。

3 4、5及び7の欄中()内は、該当しない文字を抹消すること。

様式第4号の2(第1条の2の44の2、第1条の3、第3条、第12条、第19条の4関係)

登録 [] 機関登録申請書

1 登録番号		2 登録年月日	年 月 日
3 申請者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名			
4 申請者の住所	電話()		
5 事務所の名称及び所在地			
6 (適合性証明・製造時等検査・性能検査・個別検定・型式検定)を行おうとする機械等の種類			
7 (適合性証明員・検査員・検定員)数			
8 (適合性証明・製造時等検査・性能検査・個別検定・型式検定)業務以外の業務を実施しているか否かの区別	(実施している。 実施していない。)		

年 月 日

申請者

取入印紙

厚生労働大臣 厳

備考

- 表題には、「適合性証明」、「製造時等検査」、「性能検査」、「個別検定」及び「型式検定」のうち、該当する文字を記入すること。
- 1及び2の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。
- 3、6、7及び8の欄中()内は、該当しない文字を抹消すること。
- 登録の申請(適合性証明機関を除く。)を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料額に相当する額の收入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 登録の更新の申請(適合性証明機関を除く。)を行う場合には、手数料額に相当する額の收入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第4号の3(第1条の2の44の6関係)

適合性証明申請書

1	製造者の名称
2	製造者の住所
3	品名及び型式
4	適用した規格等
5	用途及び仕様
6	使用条件

年月日 殿

申請者

備考

- 1 本申請書には、ボイラー及び圧力容器安全規則第25条第2項に規定する厚生労働大臣の定める技術上の指針(以下「技術指針」という。)への適合性を明らかにする書面を添付すること。
- 2 適用した規格等の欄には、証明に当たって適用した技術指針以外の日本産業規格又は国際規格等の名称を記載すること。
- 3 用途及び仕様の欄には、証明対象機器の用途に加え、当該機器が適合する安全度水準(日本産業規格C0508)並びにカテゴリー及びパフォーマンスレベル(日本産業規格B9705)を記載すること。

様式第4号の4(第1条の2の44の6関係)

適合証明書

1	証明書番号	2	証明年月日	年月日
3	製造者の名称			
4	製造者の住所	電話()		
5	品名及び型式			
6	適用した規格等			
7	用途及び仕様			
8	使用条件			
9	証明書の期限の末日			

年月日 殿

適合性証明機関

備考

- 1 適用した規格等の欄には、証明に当たって適用した技術指針以外の日本産業規格又は国際規格等の名称を記載すること。
- 2 用途及び仕様の欄については、証明対象機器の用途に加え、当該機器が適合する安全度水準(日本産業規格C0508)並びにカテゴリー及びパフォーマンスレベル(日本産業規格B9705)を記載すること。

様式第4号の5(第1条の2の44の6関係)

適合性証明実施結果報告書

登録番号		登録年月日	年月日
報告者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名			
報告者の住所	電話()		
報告対象期間	年月	日から	年月日まで
適合性証明を実施した適合自動制御装置の詳細	別添一覧表のとおり。		

年月日

報告者

厚生労働大臣 殿

備考

適合性証明を実施した適合自動制御装置の詳細に係る別添一覧表には、適合性証明を実施した適合自動制御装置の製造者の氏名又は名称、品名、型式、用途及び仕様、証明書番号並びに証明年月日を記入すること。

様式第5号(第1条の2の44の11、第1条の8、第1条の20、第8条、第17条、第19条の9関係)

選任届出書

1 登録番号	
2 届出者の氏名又は名称	
3 届出者の住所	電話()
4 選任した(適合性証明員・検査員・証明書作成員・検定員)の氏名及び生年月日	
5 (適合性証明・製造時等検査・証明書作成・性能検査・個別検定・型式検定)を行う機械等の種類	
6 勤務地	

年月日

届出者

厚生労働大臣 殿

備考

- 1 表題中「適合性証明員」、「検査員」、「証明書作成員」及び「検定員」のうち、該当する文字を記入すること。
- 2 本申請書には、選任する適合性証明員、検査員、証明書作成員又は検定員の経験を記載した書面を添付すること。
- 3 4及び5の欄中()内は、該当しない文字を抹消すること。

様式第6号(第1条の2の44の11、第1条の8、第1条の20、第8条、第17条、第19条の9関係)

[] 解任届出書

1	登録番号	
2	届出者の氏名又は名称	
3	届出者の住所	電話()
4	解任した(適合性証明員・検査員・ 証明書作成員・検定員)の氏名及び 生年月日	
5	(適合性証明・製造時等検査・ 証明書作成・性能検査・個別検定・型式 検定)を行っていた機械等の種類	
6	解任の理由	

年 月 日

届出者

厚生労働大臣殿

備考

- 1 表題中「適合性証明員」、「検査員」、「証明書作成員」及び「検定員」のうち、該当する文字を記入すること。
 2 4及び5の欄中()内は、該当しない文字を抹消すること。

様式第6号の2(第1条の8の5関係)

製造時等検査結果報告書

1	申請者	氏名	
2	特定機械等の区分		
3	製造時等検査の種類	(構造検査・溶接検査・使用検査)	
4	型式	性能	
5	検査結果の概要		
6	構造検査・使用検査 又は溶接検査の刻印		
7	備考		

年 月 日

報告者

都道府県労働局長 殿

備考

- 1 2の欄には、第1条の2の45による区分を記入すること。
 2 3の欄中()内は、該当しない文字を抹消すること。
 3 4の「性能」の欄には、ボイラーにあっては最高使用圧力及び伝熱面積、第一種圧力容器にあっては最高使用圧力及び内容積を記入すること。
 4 6の欄には、構造検査又は使用検査に係る報告書にあってはボイラー及び圧力容器安全規則様式第4号による刻印番号、溶接検査に係る報告書にあっては同様様式第9号による刻印を記入すること。
 5 7の欄には、検査證を交付した場合における検査證番号その他参考となる事項を記入すること。
 6 実施した製造時等検査に係る申請書(ボイラー及び圧力容器安全規則様式第2号、同様式第7号又は同様様式第13号)及び明細書(同様様式第3号、同様様式第8号又は同様様式第23号)を添付すること。

様式第6号の3(第1条の15関係)

証明書作成実施結果報告書

指 定 番 号		指 定 年 月 日	年 月 日
報告者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名			
報 告 者 の 住 所	電話 ()		
報 告 対 象 期 間	年 月 日 から	年 月 日まで	
基 準 等 適 合 証 明 書 を 作 成 し た 機 械 等 の 詳 細	別添一覧表のとおり。		

年 月 日

報告者

厚生労働大臣殿

備考

基準等適合証明書を作成した機械等の詳細に係る別添一覧表には、基準等適合証明書を作成した機械等の区分、型式、性能、証明書番号及び証明年月日を記入すること。

様式第7号(第9条関係)

性 能 検 査 結 果 報 告 書

1	設 置 者	事 業 場 の 名 称		
		事 業 場 の 所 在 地		
2	特 定 機 械 等 の 区 分		検 査 証 番 号	第 号
3	型 式		性 能	
4	設 置 地			
5	性 能 検 査 結 果 の 概 要			
6	有 効 期 間		年 月 日 か ら	年 月 日 ま で
7	備 考			

年 月 日

報告者

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 2の欄には、規則第2条による区分を記入すること。
- 2 3の「性能」の欄には、ボイラーにあっては最高使用圧力及び伝熱面積、第一種圧力容器にあっては最高使用圧力及び内容積、クレーン等にあってはつり上げ荷重又は積載荷重を記入すること。
- 3 6の欄には、性能検査の結果定められた有効期間を記入すること。
- 4 7の欄には、検査証の有効期間を短縮した場合におけるその理由その他参考となる事項を記入すること。

様式第7号の2(第19条の14関係)

検査業者登録申請書

1 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
2 業務開始予定期年月	
3 住所所	郵便番号() 電話()
4 登録を受けようとする機械等の種類	
5 労働安全衛生法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の数	
6 特定自主検査の業務に使用する検査機器	
7 特定自主検査の業務を行うための事務所の所在地	

年月日

申請者

厚生労働大臣殿
都道府県労働局長

備考

- 1 事務所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出すること。ただし、事務所が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣に提出すること。
- 2 1欄、3欄及び5欄から7欄までに記入した事実を証する書面並びに特定自主検査の業務に関する規程を添付すること。
- 3 登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けること。

様式第七号の3(第十九条の16関係)

登録番号	検査業者登録証
令和 年 月 日	氏名又は名称 住所 所
特定自主検査を行うことができる機械等の種類()	
労働安全衛生法第五十四条の三第一項の登録を行つたことを証する。	
厚生労働大臣 氏名 都道府県労働局長 氏名	

回

様式第7号の4(第19条の17関係)

検査業者登録事項等変更申請書

登録番号		登録年月日	
変更事項	変更前		
	変更後		
変更年月日			
変更の理由			

令和 年 月 日

申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長 殿

備考

氏名若しくは名称又は住所の変更の場合には、登録証及び書換えの理由を証する書面を添付すること。第19条の13第2号に掲げる事項(法人の代表者の氏名)の変更の場合には、変更事項を証する書面を添付すること。

様式第7号の5(第19条の18関係)

検査業者登録証再交付申請書

登録番号		登録年月日	
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名			
住所	郵便番号()	電話()	
再交付を受けようとする理由	1 登録証の損傷		2 登録証の滅失

令和 年 月 日

申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長 殿

備考

- 1 「再交付を受けようとする理由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 登録証の損傷による再交付の申請の場合には、登録証を添付すること。
- 3 登録証の滅失による再交付の申請の場合には、その事實を記載した書面を添付すること。

様式第7号の6(第19条の21関係)

特定自主検査実施状況報告書

登録番号		登録年月日	
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名			
住所	郵便番号() 電話()		
機械等の種類	特定自主検査を実施する者の数	特定自主検査を行った機械等の数	

令和 年 月 日

報告者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 「機械等の種類」の欄には、特定自主検査を行うことができる機械等の種類を記入すること。
- 2 「特定自主検査を実施する者の数」の欄には、労働安全衛生法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の4月1日現在の数を記入すること。
- 3 「特定自主検査を行った機械等の数」の欄には、前年の4月1日から本年の3月31日までの間に特定自主検査を行った機械等の数を記入すること。

様式第7号の7(第19条の23関係)

検査業者承継届出及び登録事項変更等申請書

承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
承継者の住所	
承継年月日	年 月 日
承継の理由	1 事業の全部譲渡 2 相続 3 合併 4 分割
特定自主検査の業務を行ったための事務所の所在地	
特定自主検査を行うことができる機械等の種類	1 動力ブレース 2 フォークリフト 3 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用) 4 振削用及び解体用) 5 車両系建設機械(基礎工事用) 6 車両系建設機械(締固め用) 7 不整地運搬車 8 高所作業車
被承継者の登録番号	
被承継者の登録年月日	
被承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
被承継者の住所	
被承継者に関する登録証の添付の有無	1 有 2 無

令和 年 月 日

申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 「承継の理由」、「特定自主検査を行うことができる機械等の種類」及び「被承継者に関する登録証の添付の有無」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 承継の理由を証する書面を添付すること。

様式第8号(第19条の24の6関係)

		報告対象期間	年 年	月 月	日から 日まで
	製造者名	型 式	申 請 者 数	台 数	
較正を行った測定機器					
較正を行った測定機器 (うち較正が不可能で あつた測定機器)					

年 月 日

登録較正機関

代表者 氏名

厚生労働大臣 殿

備考 この報告書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第9号(第47条関係)

		報告対象期間		令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで
		新規登録の件数	登録事項変更・再交付の件数	業務廃止等の報告の件数	登録の拒否及び取消しの件数
		今回	延べ数	今回	延べ数
機械					
電気					
化学					
土木					
建築					
(労働安全コンサルタント) 計					
保健衛生					
労働衛生工学					
(労働衛生コンサルタント) 計					
合計					

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定登録機関

代表者 氏名

様式第10号(第70条関係)

第 号		労働災害防止業務従事者講習修了証	
		(ふりがな) 氏 名	年 月 日 生
		住 所	
		あなたは、労働安全衛生法第99条の2第1項の講習()を修了したことを証します。	
		年 月 日	
		指定労働災害防止業務従事者講習機関 代表者 氏 名	㊞

[備考]

様式中()内には、都道府県労働局長から指示を受けた講習の別を記入すること。

様式第11号(第84条関係)

第 号		就業制限業務従事者講習修了証	
		(ふりがな) 氏 名	年 月 日 生
		住 所	
		あなたは、労働安全衛生法第99条の3第1項の講習()を修了したことを証します。	
		年 月 日	
		指定就業制限業務従事者講習機関 代表者 氏 名	㊞

[備考]

様式中()内には、都道府県労働局長から指示を受けた講習の別を記入すること。